

明治国家の形成と宮中・元老院の保守派

——政府主流派との相互関係の再評価——

笠 原 英 彦

はじめに

- 一、宮中・元老院における保守派の台頭
- 二、岩倉・伊藤の政治指導と宮中・元老院の保守派
- 三、政府分裂の危機と宮中・元老院の保守派
- 四、立憲制の導入と保守派の政治運動
- 五、皇室制度・元老院改革をめぐる三条派の挑戦
おわりに

はじめに

本稿は、これまで拙著・拙稿で扱ってきた明治国家形成期の宮中・元老院の保守派の政治運動を実証的に再検討し、その政治的影響力を再評価する試みである。明治一〇年前後の時期においては、政治指導の面からみれば維新の三傑がこの世を去り、西南戦争を契機に士族の反乱に代わって自由民権運動が台頭、宮中に侍補職が設置

されて天皇親政運動が展開された。

これまでの保守派の研究としては、天皇親政運動を牽引した佐佐木高行や皇室法の起草に深く関与した柳原前光を個別に取り上げた。佐佐木と柳原は保守派の主要なアクターとして、政府と宮中の狭間において各々重要な役割を果たした。

佐佐木がつねに政府・宮中と郷里の高知の間を往復して地方民情の安定を天皇に訴え、天皇・皇室が社会の分断を調和・統合する機能を有することを指摘した。一方、柳原も元老院議員・駐露公使として諸外国の帝室制度の調査に熱心に取り組み、岩倉具視や佐佐木に頻りに書簡を送り、皇室法の早期の起草を促した。柳原もやはり天皇・皇室の有する社会の調和・統合機能に気づいていた。

柳原は明治九年九月、元老院議員として国憲取調委員を命じられ、皇室法を含む「国憲按」の調査立案にあたった。「我建國ノ体ニ基キ広ク海外各國ノ成法ヲ参酌シ国憲ヲ定メン」との勅語を踏まえて、国体を重視しつつも、外国法の調査・研究に力を注いだ。⁽¹⁾

元老院議員であった柳原は、同じ保守派で宮中派の中心的存在であった侍補の佐佐木と緊密に情報を交換した。柳原は駐露公使に転出後も、日本の皇室法を立案するうえで重要な外国法の調査資料を佐佐木に送った。⁽²⁾ 外国法を重視する方針は、「国憲按」の起草を求めた天皇の勅語として元老院に委ねられ、元老院議員だけではなく、政府内でも広く周知されていた。それはおそらく柳原が、天皇親政運動に熱意を燃やす佐佐木も、同様の天皇観を共有していると考えたからにはかならない。この点をめぐってさらに考察を深めたい。

元老院は発足当初から、政府内非主流派の拠点とみなされ、行政活動に対する監視機能が期待されたが、実際には検視制度が設けられ制約が加えられていた。元田永孚・佐佐木・柳原そして尾崎三良ら保守派は、宮中と元老院を架橋すべく天皇親政運動や元老院改革に熱心な取り組みをみせた。⁽³⁾

土佐藩出身の佐佐木は、土方久元・中村弘毅らと折にふれ高知に帰郷し、民情安定をつねに念頭に置きながら、政情不安を天皇に上奏し、社会の安定化を天皇の重要な役割として自覚を促した。一方、元老院議員から駐露公使に転じた柳原も、民情の安定を重視し、オーストリアの帝室を模範に、社会の分断を修復する帝室による調和・統合機能に注目した。ここから、二人が同様の天皇観を共有していたと言えるであろうか。

外債募集や立憲政体意見書、開拓使一件など明治一四年の政府分裂の危機に際して、宮中と元老院の保守派は多岐にわたる政治勢力を結集して、政府主流派に対して政府改革、とりわけ元老院改革を要求した。佐佐木ら保守派の元老院改革は、元老院が皇室の「藩屏」として国会開設後も、皇室の「安全」を保障する、言わば上院の機能を果たしうるとの見地に立っていた。

佐佐木と同日付で元老院議員に任命された公家出身の柳原は、岩倉の配下にあつて島津久光の守旧的改革を岳父伊達宗城とともに沈静化させ、保守的な立場から華族の利益保護に取り組んだ。柳原は元老院時代に皇室法を含む「国憲按」の起草、駐露公使時代は公使館員、尾崎三良ら人的ネットワークの形成を通じて、欧州の帝室制度について鋭意、調査研究を進めた。上述のように、柳原は岩倉や佐佐木らにそうした調査資料を送り、早期の皇室法整備を働きかけた。

元老院改革のうち当初より課題になっていたのは、元老院の権限を強化するべく検視制度を廃止することであった。内閣側でもそれを前向きに検討した経緯もあったが、政府非主流派の政治的拠点である元老院への不信感や議官の人事権は内閣にあることも手伝って、改革はなかなか進捗しなかった。立憲政体意見書において元老院改革にふれた伊藤博文は、これに先立ち保守派の元田や柳原と接触するようになった。

以上の論点は、いずれも従前の研究において個別に扱ってきたところであるが、長期にわたる宮中・元老院の保守派が如何に薩長藩閥政府と対峙し、その政策を実現しようとしたかについては依然として不十分と言わねば

ならない。保守派のネットワークがどのように形成・発展し、政府主流派の政策にどの程度、影響力を与えたかは、少なくとも両政治勢力間のダイナミズムにできるだけ実証的分析を加えることが必要である。それにより、両勢力の相互関係を再評価するのが本稿の目的である。

一、宮中・元老院における保守派の台頭

佐佐木は明治十一年三月五日、元老院議官のまま一等侍補に任命された。侍補職が創設され侍補らが任命されたのはその前年、明治一〇年八月二十九日のことであつた。創設時に任命されたのは、宮内卿・一等侍補兼務の徳大寺実則以下八名、これに遅れて佐佐木と建野郷三が補充された。侍補職設置の大きな原動力となつたのは、侍講元田永孚による三条実美・岩倉具視両大臣・大久保利通参事ら政府主流派への「君徳輔導ノ要」の熱心な献策であつた。⁽⁴⁾

侍補職創設時、佐佐木は、西南の叛乱に煽られ蜂起の危険が高まる郷里の高知に民情安定の命を受け出張してゐた。佐佐木の高知出張は、立志社の不穏な情勢が頻々と伝えられるなか、まさに覚悟の帰郷であつた。⁽⁵⁾

明治十一年三月に至つて佐佐木が侍補に起用された背景としては、「君徳輔導」に加えて「薩長藩閥批判」を掲げる政治勢力の働きかけがあつたとされる。前者の理由で佐佐木を推挙したのが吉井友実ら侍補グループであつたのに対して、後者の見地から佐佐木の宮中入りを実現しようと運動したのは佐佐木と同郷の河野敏鎌をはじめ元老院議官であつたといふ。⁽⁶⁾ 佐佐木の起用をめづつて調整に動いたのは岩倉であり、伊藤の了承を得ることで佐佐木の人事に対する薩長間の合意が形成されたとされる。⁽⁷⁾

侍補就任もない佐佐木が取り組んだのは、大久保内務卿を宮内卿に充てる構想であつた。聖徳の増進を実現

するため、侍補をまとめ天皇を支えるには、内務卿の大久保を宮内卿に迎え輔導体制を強化することが求められた。元田・佐佐木・吉井友実・土方・高崎正風ら五人がこの構想の実現に動いた。⁽⁸⁾

明治一年五月の佐佐木の日記には、「輔佐ヲ尽サズバ安心ナラヌト、高行モ頻ニ同僚中ヘモ申立テタルニ、孰レモ其二テ一人モ異論無之、(中略)大久保モ君上ノ事ニハ此節殊更心配セラル」と周旋の過程が記されている。⁽⁹⁾

佐佐木を中心に吉井・高崎ら侍補グループは、長州閥の頭目、伊藤や三条・岩倉両大臣への根回しを慎重に進め、大久保宮内卿構想と「内庭^{マツ}改革」に着手した。⁽¹⁰⁾

先づ内庭ノ改革ニ御着手有之度ト、伊藤へ充分見込申述べ、同人ノ同意ヲ、両大臣ヘモ申立ツベシト申シテ内決(中略)五月十四日早天、吉井、高崎、高行三人ニテ伊藤宅ヘ至リ、見込申立候処、伊藤モ至極同意ニ付、好都合ト存ジ、三人相悦ビ引取申候。

侍補三人が伊藤に大久保宮内卿構想を申し入れ賛同を得た五月一四日こそ、紀尾井坂で大久保が島田一郎らに暗殺された日にほかならない。佐佐木が吉井・高崎らと着実に推進してきた同構想は、想いもよらぬ事態の発生により頓挫の憂き目をみるに至った。

かねてより佐佐木は宮中の人事体制に不満を覚え、大久保に宮中の統率を求めていた。徳大寺・杉ら宮内省幹部も天皇の顔色をうかがい、三条・岩倉両大臣の意向に唯々諸々としたがうばかりで主体性を欠いていた。⁽¹¹⁾

しかし大久保の横死は、結果として侍補らが結束を固めるべく作用し、天皇親政運動をより一層加速化する名目を佐佐木らに与えた。大久保没後体制においても、大久保路線である「君徳輔導」は継承され、侍補らの運動

は政府主流派によっても一定の正当性をもって受け入れざるを得なかった。⁽¹²⁾

しかも、政府主流派が警戒感を強めたのは、侍補らの運動が「君徳輔導」を名目としながらしだいに政府批判に転化しかねなかったからである。そもそも佐佐木ら侍補が唱える天皇親政論は、河野ら元老院保守派と同様に、藩閥政府に対する批判が起点となっていた。佐佐木は大久保を暗殺した島田一郎らの斬姦状にみえる「今日日本ノ政治ハ、上ハ聖上ニ非ズ、下人民ノ公論ニ出デズ二三ノ大臣事ヲ専ラニスル云々」と同様の立場から、有司専制批判を展開した。⁽¹³⁾

佐佐木ら侍補はいまこそ天皇親政運動を進める好機と捉え、大久保遭難の二日後にあたる五月一六日午前に天皇に「奮発」を求め、天皇の熱き勅語を得ると、さらにその二日後、大臣・参議への建言に及んだ。⁽¹⁴⁾

これを機に、侍補らの天皇親政運動は本格化し、政府に対して宮中府中一体の天皇親裁体制の構築を求めた。佐佐木らは大久保没後に事実上政府の首班となった伊藤に対して、侍補の権限強化など宮中改革（「内庭ノ改革」）を働きかけた。佐佐木は侍補が天皇親政を補佐するうえでは、一般政務についても予め心得置くことが必要と考えた。しかし伊藤ら政府主流派は、これを認めなかった。⁽¹⁵⁾

大久保の死に伴う政治的混乱の渦中において、宮中をめぐる岩倉・伊藤ら主流派と侍補ら宮中派・元老院議員ら保守派は天皇を取り囲む形で対立・拮抗した。そうしたなかで、柳原ら元老院議員は明治九年の「国憲按」第一次草案に続き、「国憲按」第二次草案の起草作業を着実に進めていた。「国憲按」第二次草案の起草中であつた明治十一年七月末、柳原は佐佐木に「尤未各議官へも頒布無之に付、御内閣の御積りに相願候」と書簡で注意を喚起したうえで、草案を内々にみせた。両者の親密さがうかがえるとともに、同日佐佐木がこの草案を元田にも内閲させていることから、佐佐木が柳原の配慮を付度し宮中と元老院の保守派の連携、問題意識の共有をめざしたとみられる。⁽¹⁶⁾

こうした保守派の動きは、佐佐木が同年三月に元老院議官兼任のまま侍補に任命され、五月に宮中改革に着手したことや、同年五月に大久保が遭難したのを機に、本格的な天皇親政運動に乗り出したこととも併せ考えるべきであろう。

その後、柳原は年来の夢を果し明治一三年三月、駐露公使として在外公館へと転出した。すでに拙稿でも指摘したように、柳原は同年四月一日付の佐佐木宛書簡において、「魯国は壇制の政体に候へ共、其の制度文為頗る可見もの有之」とし、「帝室の部」の抄訳などを同封して、将来日本の皇室法を起草するうえで参考に供すべしとした。同様の書簡は前年まで侍補の職にあった吉井友実にも送付されており、柳原が広く宮中派にもロシアなどの帝室制度に関する調査資料を提供して、日本の皇室法の起草について問題提起しようとしたものとみられる。⁽¹⁷⁾

柳原は、政府にあつて宮中に絶大な影響力を有する岩倉と良好な関係を維持しつつ、岩倉よりはるかに熱心な天皇親政運動に取り組む佐佐木を高く評価し、皇室法の起草への参画を期待していたとみられる。柳原は元老院を政治的拠点の一つとしながら、多くの保守派のメンバーとは異なり、思想的にかなり柔軟で幅広い視野を有していた。⁽¹⁸⁾ それゆえ佐佐木と同様に、板垣退助や中島信行ら民権派の思想にも理解を示し、天皇・皇室の存立には民衆の広範な支持が必要であるとの考えを共有していた。⁽¹⁹⁾

一方、岩倉にとつて天皇はあくまで「玉」であつて、天皇親政も所詮は建前論にすぎなかった。何より明白なことには、岩倉が同年五月一九日付の伊藤宛書簡において、佐佐木ら侍補による天皇親政運動に対して、「根本政府に対し懸念不少」と強い警戒感を示していたためである。⁽²⁰⁾ 佐佐木は岩倉使節に随行し欧米巡歴から帰国したのち、左院、元老院と公議機関に身をおいた。佐佐木はそこで、改めて急進論の危うさを実感し、ますます天皇を基軸とする皇国の確立をめざすようになった。

上述のように、明治九年頃の佐佐木の関心は、専ら元老院における地方制度の構築や郷里高知の不穏な情勢に

向けられていた。佐佐木と同郷の中島信行は明治九年一〇月末、正院から正式に四国地方への視察が命じられた⁽²¹⁾。

同月三十日、中島信行ト自分トヲ正院ヨリ即刻参院セヨトノ命アリ、参院ノ処、伊藤参議(博文)ヨリ、山口県ノ變動ノ義ニ付、其次第内談アリ、何分高知県ノ処懸念ナレバ、御両人乍御苦勞出張、人心ヲ鎮撫有之度、孰レ三条公ヨリ御沙汰之筈ナレドモ、山口県ノ景況ヲ博文ヨリ御伝ヘ申セトノ事ナリ

佐佐木と中島の二人が選ばれた背景については、佐佐木の日記が雄弁に物語っている。佐佐木の観測によれば、「中島ハ民権派ニ親敷有之候得共、旧藩中ニテハ郷士ノ厄介ナレ」とし、他方「自分(佐佐木―筆者)ハ民権派ヨリハ敵視セラルルモ旧藩士ニハ同志モアリ」との理解が示された⁽²²⁾。

佐佐木によれば、政府の民権対策は「長州派の民権」であるという。長州派はとかく民権家のご機嫌取りに終始してきた。三条はそうした木戸以下の長派と連携し、岩倉・大久保ら薩派と拮抗しながら政権維持に腐心してきた⁽²³⁾。

上掲の佐佐木の日記にも明らかのように、まず伊藤が佐佐木らに高知の情勢について憂慮の念を示し、それから正式に三条からの御沙汰があった。このように、ここでも三条の下での「長州派の民権」が確認される。士族の反乱はそもそも政府の分裂を契機に拡大したものであり、分裂後も藩閥の勢力配置を引きずっていた。民権運動を材料に政府主流派を牽制するかと思えば、反対に民権派のなから獵官運動が生まれるのは、こうした事情による。

佐佐木は土方や中村弘毅らとともに非公式に中立社を通じて、急進的でその動静が懸念された立志社の動向をつねに注視していた。明治一一年一月に高知にある林勝好が佐佐木に宛てた書簡には、中立社について「衰微の

様見受、甚残念」とあり、同年四月の谷干城の佐佐木宛書簡にも中立社が「資本に乏きを以て盛大を致し難く」とみえる。勢いを増す立志社とは対照的に、衰退を余儀なくされている中立社の動静が頻々と佐佐木のもとに寄せられていた。⁽²⁴⁾

一方、上述のように、柳原は明治九年以降、元老院において国憲取調べにあたっていた。柳原は明治一三年二月二七日付中島信行宛書簡において、「国会建議」が盛んに提出される昨今、「国憲を上奏し本院定見を建るは急務」として元老院議官で民権派の中島に理解を示した。これは国憲上奏を促進するため、広範な支持を調達しようとする柔軟な姿勢をとったためであろう。⁽²⁵⁾

侍補らの天皇親政運動は主として佐佐木の指導下に進められたが、侍補らの天皇観がつねに一致していたわけではなかった。大久保暗殺の衝撃冷めやらぬ同年八月、天皇の北陸東海地方巡幸の是非をめぐる意見は二分した。この巡幸は明治一一年五月下旬、地方民情の視察を目的として、天皇自らが発意したものであった。出発は同年八月三〇日が予定されていた。⁽²⁶⁾

しかし何と出発直前の八月二三日、近衛兵の武装反乱、竹橋暴動が勃発し、俄かに延期論が浮上した。政府内においては、岩倉の延期論と三条の決行論が対立した。侍補らの間でも、元田と吉井は延期論、佐佐木と土方は決行論を各々主張し、見解は分れた。⁽²⁷⁾

佐佐木の日記には、「大久保ノ事件有リシモ、御発令後ナレハ御延引無之トノ事ナリ、然ルヲ今近衛ノ暴動アリタリトテ、俄ニ御延引有之テハ御威令ハ不相立、各県ノ疑惑甚敷シク」とみえる。佐佐木はそもそも天皇の社会的役割を地方民情の安定に見出していたから、それが必要とされる今こそ、たとえ危険を冒しても巡幸を断行すべきであると考えた。⁽²⁸⁾

天皇はこの巡幸後、岩倉に対し勤儉の内諭を下した。これを受けて、侍補らも会合を開き、建議書の内容を詰

めた。そこには勤儉に向けた緊縮財政への転換や元老院の立法権の独立・強化などの建議が挙げられていた。⁽²⁹⁾ 節
 儉愛民の具体化は元田が中心となり、元老院の立法権強化については佐佐木が主導して建議は具体化された。⁽³⁰⁾

それは国や地域、そして個人が無駄な出費を省き、資源を有効に活用することによって、民の生活を豊かにすることに振り向けるという考え方で、天皇の聖旨として奉じられた。ここでも地方民情の安定化に向けた天皇の積極的機能が求められた。⁽³¹⁾

一方その後、駐露公使となった柳原は、明治一五年八月二〇日付の佐佐木宛の書簡に、憲法調査のため渡欧してきた伊藤博文らに對して、「今般塙京ニ於テ、伊藤及岩倉具定ニ面会候際、懇々示談、具定ニモ篤ト愚意相含ミ、総テ臆立致置候」などとしたためた。これに加え、柳原は伊藤に「帝室ノ制タル、愚見ノ所在ハ、基礎制度ノ確タルハ魯ニ採リ、而シテ仁愛君民親睦ノ活機ヲ塙ニ採リ候事」と持論を展開した。柳原はこうした伊藤接遇についても佐佐木に詳しく伝えた。⁽³²⁾

すなわち柳原は、日本の皇室制度の基礎をロシアに求め、「仁愛君民親睦ノ活機」をオーストリアに採るよう、伊藤や随員の岩倉具定に進言した。こうした提言は岩倉や伊藤のみならず、佐佐木にも伝えられた。すでに佐佐木らが天皇親政運動の拠点とした侍補職は、岩倉、伊藤により危険視され廃止に追い込まれていた。しかしなおも柳原は、佐佐木に皇室制度をめぐる構想について情報を提供し、天皇統治のあり方を共有しようとした。

以上にみたように、天皇・皇室の重要な役割を民情の安定にありと確信した柳原は、ウィーンに到着した伊藤に「帝室の仁恩徳義を以て、一種人民と親昵する」ことの重要性を説いた。柳原はこうした経緯を佐佐木に書き送り、出身地高知の緊迫した情勢に関心を寄せ、同じく民情安定に天皇の重要な役割を見出した佐佐木との間に共通認識を共有しようとした。⁽³³⁾

上掲の拙稿でも指摘したように、オーストリアの国制への理解を前提に、柳原はわが国皇室制度のモデルを

「仁愛君民親睦ノ活機」たりうるオーストリアの帝室制度に求めた。シュタインとの「邂逅」に先立ち、柳原は「上下和睦ノ為メ、君民対遇ノ方法活機ヲ考究スル」という目標を伊藤に入説し、賛同を得たことを佐佐木に伝えた。⁽³⁴⁾

「英米仏ノ民権共和自由論」をシュタインの国家学により「破却」すべきという井田讓駐塙公使の進言にも、伊藤は理解を示した。柳原や井田の提言には、帝室（皇室）の議会や内閣からの独立、帝室（皇室）の自律性の確保、急進的な民権論により分断されかねない社会の帝室（皇室）による統合が盛り込まれていた。⁽³⁵⁾

しかしその後、伊藤はしだいに柳原の元老院改革構想を重視しなくなった。その要因として、宮中への入口とされた元老院も、伊藤にとってはもはや政治的価値を失い、大きな意味をもたなくなっていた。⁽³⁶⁾

かつて西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允ら維新の三傑は、「天皇親政」を実質化するため熱心に君徳輔導に努め、天皇の厚い信頼を得た。果たして明治一〇年八月、宮中に侍補職が設置された。しかしこれとは対照的に、大久保没後体制を支えた岩倉や伊藤は、侍補らを「君側の奸」と呼び、天皇親政運動に冷淡かつ批判的な態度をとるようになった。⁽³⁷⁾

明治一三年一二月に伊藤が提出した立憲政体意見書には、「朝野の疎隔」への懸念が記されていた。西南戦争の終結に大久保の暗殺が続き、宮中で侍補らの天皇親政運動が台頭、在野では民権運動が急速な高まりをみせた。政府に対する有司専制批判は、宮中・元老院などの保守派と民権派の双方から提起され、両者の連携は政府主流派にとって大きな脅威となった。民権論の高揚は世論を痛く刺激せずにおかなかった。伊藤は、こうした政治諸勢力の台頭による政府と世論の乖離、すなわち「朝野の疎隔」を警戒した。⁽³⁸⁾

柳原が民権派に寛容な態度をとったことは、政府主流派から危険視され、駐露公使への転出につながった可能性は否定できない。しかし明治一三年二月二七日付の中島信行宛柳原書簡には、「国憲を上奏し本院定見を建る

は急務」とあるのは、元老院の「国憲」上奏に主眼があり、民権論者までその支持を広げようという思惑があった⁽³⁹⁾の言動であつた。

また、佐佐木の見解によれば、明治一三年の元老院改革は伊藤による内閣の改革より波及したもので、河野文部卿任命や柳原駐露公使任命は、「元老院ニテ、民権論ノ起ランヲ予防ノ政略ニ出デタルベシ」との観測が示された⁽⁴⁰⁾。

伊藤に近い井上馨をはじめ、政府内でも早期の国会開設を唱える者が声を上げていた。伊藤や井上により問題視された政府と世論との乖離は、しだいに政府内において共通認識となつていった。伊藤は、新政府により種々の既得権を奪われた士族層が傘下に民衆を集め言論を通じて団結した結果、「朝野の疎隔」が生まれたとみた。それがひいては「王化の妨げ」になると伊藤は考えた。加えて伊藤は、「欧州ノ文物」や「政体ノ新説」が流入したため、もはやそれが「都鄙ニ蔓延」するのを防ぐのは難しいとの認識を示した⁽⁴¹⁾。

欧州各国の帝室制度を調査してきた柳原は、欧州で対面した伊藤に対して「帝室ト人民トノ対遇、将漸々存シ、塙国ノ例ハ甚ダ妙ナリ」として、日本の皇室制度の設計に役立つ旨を説明した。「朝野の疎隔」、すなわち社会の分断を深く憂慮していた伊藤には、こうした柳原の助言を受け入れる素地がなかったわけではない。もちろん天皇の社会的機能を民情の安定に求めた佐佐木も同調しうる考え方であつた。

伊藤の立憲政体意見書にもみてとれるように、伊藤は保守派と民権派双方への政治的対応により事態を乗り越えようとした。すでに述べたように、佐佐木は郷里高知の民情安定に腐心し、土方や中村ら同郷人と中立社の支援に乗り出した。

こうした情勢を佐佐木は直接天皇に書面で訴えており、同書面は三条から伊藤にも渡っていた。政府の中枢にあった伊藤も、しだいに社会秩序の安定のために天皇の積極的役割に期待するようになったといえよう⁽⁴²⁾。

二、岩倉・伊藤の政治指導と宮中・元老院の保守派

紆余曲折の末、元老院において明治一三年の第三次草案まで起草された「国憲按」であったが、「国体人情」が顧慮されていないとして不採択となった。起草の過程においては、元老院と宮中の保守派が連携することもあったが、果してそれは実を結ばなかった。

右大臣岩倉は早くも明治九年の段階で、元田に密書を送り、「宮禁ノ規則」で憲法に関係のないものは「皇家ノ私事」であるから、国政に携わる官吏ではなく、宮内省において調査・検討すべきであると伝えた。⁽⁴³⁾

岩倉は元田を保守派の理論的支柱とみなし、皇室法の思想的基調をめぐり共通認識を形成しようとしたとみられる。岩倉はまた、しだいに勢力を拡大する民権派に対抗するうえから、わが国体を重視して「帝室ノ制規、天職ノ部分」の定立を急務とした。岩倉は一貫して皇室法を憲法から分離することにこだわった。これが、憲法と皇室法を一体化しようとする三条・伊藤と根本的に異なるところである。

こうした岩倉の考え方は、すでに元老院での立法にもある程度反映されていたが、明治一一年三月の「奉儀局或ハ儀制取調局開設建議」により一層明確化された。しかしこの建議に対しては、井上毅が直ちに岩倉に対して「奉儀局取調不可挙行意見」を提出して再考を促した。井上の意見書には、一方で様々な儀文関係の内容と「国政責任」などの重要事項が渾然一体のまま挙げられているという不備や、⁽⁴⁴⁾「現今国体ノ如何ヲ論定セントスル」など拙速な面を指摘した。井上は岩倉のいわばブレーンの立場から建議の見送りを求めた。

この頃、岩倉が国体や君権について法整備を急いだ背景には様々な要因が考えられるが、侍補らの天皇親政運動の一環としての宮中改革構想もその一因であった。侍補らは天皇親裁の不備に対し、「思召ノ大臣・参議へ貫徹セザルモ亦大臣・参議ノ議御心ニ不被為叶御事モ、其間ニ在テ貫徹スル道ナシ」と不満を抱き、様々な改革を

要求した。しかし、岩倉や政府主流派はこれを受け入れなかった。⁽⁴⁵⁾

政府主流派にとつても、天皇親政の実現やそのための天皇親裁体制の確立は一定の正当性を有するため、侍補らの主張や要求を正面から黙殺することは難しかった。そこで岩倉は「内閣自今密着御補導」と引き換えに、断然侍補職の廃止に踏み切った。⁽⁴⁶⁾

島善高氏が指摘したように、明治一二年九月二一日付伊藤宛岩倉書簡には「吉井申立伊地知え帝室儀制調被命の事」がみてとれる。これはその前提として、佐佐木・吉井ら侍補が連携して勅諭を得つつ、薩摩に帰郷していた古老・伊地知正治を吉井が引き出し、佐佐木と協力して宮内省に出仕させたことをさす。⁽⁴⁷⁾

こうした経緯は明治一二年一月の佐佐木宛吉井書簡からも読みとれ、すでに吉井は勅諭をもって伊地知の上京に漕ぎつけ、そのうえで岩倉ら大臣にも通知し調整を成功裡に進めていた。伊藤ら長派は胸中複雑であったにちがいないが、岩倉にとつて薩派の伊地知に「帝室儀制調査」を依頼できたことは大きな収穫であった。老獪な岩倉は侍補職を廃止に追い込みつつも、こうした提携は進んで受け入れた。したがって、岩倉と侍補らの関係を一面的に捉えるべきではない。⁽⁴⁸⁾

現に侍補職廃止後も、佐佐木は宮内省御用掛として、翌一三年には東北巡視を命じられた。佐佐木は同年一月の三条・岩倉両大臣宛の書簡において、東北地方の民情は「朝廷より度外視に被置候との人々感触は甚しき(中略)何事も御趣旨も不貫徹の光景」として、三条・岩倉に善処を求めた。⁽⁴⁹⁾ 佐佐木は同年三月、東北巡視よりもどると同月一三日、元老院副議長に就任しており、政府主流派との関係やその立場はほぼ旧に復した。

この間、政府内部では、伊藤を中心にいわたる参議・省卿分離改革が進められた。御厨貴、坂本一登両氏ら先学の研究により、同改革の詳細な政治過程とその意義が明らかにされてきた。伊藤の周旋は極めて精力的であったが、制度改革に加え人事が絡んだだけに、薩派その他との調整は難航した。⁽⁵⁰⁾

とりわけ右大臣岩倉は権力行使にこだわるが故に、参議の大臣級への引上げが自己の政治力に如何に影響するか、慎重な見極めに力を注いだ。伊藤は改革に伴う「政治の権衡を重持するの大眼目を聖上の充分御解得相成候様」、岩倉に求めた。従来そのままであれば、参議から大臣へ、大臣から天皇に上奏するのが通例であったが、改革はこれに変化をもたらしことが想定された⁽⁵¹⁾。

伊藤の改革をめぐって天皇も旧侍補グループも納得しなかった。参議・省卿分離改革の結果としてもたらされたのは、新たな「集権」であったからにほかならない。明治一三年三月中旬に東北巡視から帰京した佐佐木は、留守中の改革に伴い上述のように元老院副議長に就任した。佐佐木には侍補職が廃止されても、兼務していた元老院議員として元老院の改革という課題が残されていた。しかし政府主流派は、元老院議長に大木喬任を充てることで、佐佐木らの動きを封じ込めようとしたのである⁽⁵²⁾。

天皇およびその周辺からは、佐佐木を文部卿に推す声が上がっていたが、果して文部卿には土佐出身の河野が起用された。佐佐木ら旧侍補グループは、こうした人事に限らず、伊藤の制度改革にも批判の矛先を向けた。同年四月、佐佐木は元田に対して「今般の内閣御改革の如くにては、一層内閣の集権にて、則ち二藩（薩摩・長州―筆者）に弥権力を与へるの政略」として有司専制を強く批判した⁽⁵³⁾。

立憲制の形成が未だ足踏み状態であった明治一三年、政府は依然として財政再建という大きな課題に直面していた。この課題に対する打開策として急浮上したのが外債募集計画であった。大隈重信が提起したこの窮余の一策とは、財政の逼迫を五千万円の外債募集により打開しようというもので、政府内部に激しい意見対立を引き起こした⁽⁵⁴⁾。

佐佐木は同年五月二七日、柳原の露国行見送りの帰路、汽車中にて河野と外債募集の一件について懇談し、情報を交換した。佐佐木は外債募集を「皇国」の危機と深刻に受け止め、旧侍補グループの元田・土方らと連携し、

「聖上ヨリ勅任官一同へ御下問相成候様」天皇に密奏を試みる覚悟であった。⁽⁵⁵⁾

佐佐木は電光石火の如き行動に出て、翌二八日、本来は郷里高知の案件を協議するための会合において、土佐出身の谷干城ら保守派の面々に外債募集反対で賛同を求めた。佐佐木はさらに、河野・土方とともに同問題に関する情勢分析に努めた。⁽⁵⁶⁾

しかし外債募集問題については、立憲制など他の重要案件とは切り離して、事前に打開せねばならない事情があった。それは、薩長間の対立により政府の分裂に発展するおそれがあったからにほかならない。薩派が大隈の意見を支持し、長派が消極論に立ち静観しているうちに、事態を鎮静化させねばならなかった。⁽⁵⁷⁾

ここでとりわけ注目しておきたいのは、佐佐木が同じ土佐出身で情報通の河野と緊密な連絡を取り合い、精度の高い政府内部の情報を交換したうえで行動に出たことである。外債募集問題について、佐佐木は河野のほか、谷・中村・土方ら土佐出身者を糾合して政府内非主流の立場から外債不可論を主張した。⁽⁵⁸⁾

五千万円の外債というのは巨額であるだけに、大隈の提案は政府を大いに震撼させた。河野は佐佐木に対し以下のように閣議の模様を伝えた。⁽⁵⁹⁾

去二三日、諸省卿ヲ内閣へ召サレ、三大臣ヨリ御下問ノ次第トテ、外債募集ノ事ヲ述ベラレタリ、其言ニ曰ク、近日会計逼迫ニ立至リ、因ッテ、大隈重信ノ見込ヲ以テ、外国債五千万円ヲ募ル事ヲ申出タリ、是レハ大事件ニ付、諸省卿へ御下問相成候間、各位見込申立テラレ度。

かくも重大な事案にもかかわらず、復命の期限は迫っていた。河野が外国債は不可と述べると、大山陸軍卿は「今日ノ景況、大ニ外国債ヲ起シテ事業ヲ運び候ヨリ外、無策ナラン、僕ハ大隈ノ説ニ同意ナリ」と応じた。田

中文部卿は大山の意見に賛同し、松方正義内務卿・佐野常民大蔵卿は外債募集に消極論を展開、榎本海軍卿は大山に同調した。こうした閣内の動向を河野から知らされた佐佐木は、「榎本・大山・田中等尚大隈二面会」⁽⁶⁰⁾、⁽⁶⁰⁾「兼テ相談済ミタル如シ」との観測を日記に書き留めていた。

これに先立ち、外債不可を主張した河野は、事態の収拾に苦慮する右大臣岩倉に召された。岩倉の見込みも「薩人ハ一般ニ大隈ニ同意ノ模様、長人ハ不同意ノ模様ナレ」というもので、外債募集は四国か九州を売り渡すに等しいと事の重大さを認識していた。外債不可論の岩倉が閣内の対立を収拾できずにいるとの情報に接した佐佐木は、旧侍補グループの土方と相談し、元田から天皇へ上奏することで意見の一致をみた。⁽⁶¹⁾

岩倉と同様に佐佐木も、薩派の勢いが果して収まるか否か、不安を拭えなかった。佐佐木は旧侍補グループを再糾合して天皇への働きかけを強めるだけでなく、薩派の結集を牽制するべく、伊地知を訪ねて外債不可を説いた。幸いにして、伊地知はいま必要な財政再建策は安易に外債に頼るのではなく、地道に節儉と生産に努める「愛国ノ人」にわが国の独立を期待するとし、外債不可論に同意した。⁽⁶²⁾

ついで佐佐木は五月三十一日、元老院において長派の林友幸と会談し、林は岩倉から以下のような情報を得ていたことがわかった。⁽⁶³⁾

外国債不可ナル事ハ、三大臣ニテハ同意ナレ共、何分薩派ノ参議中、大隈論ニ付甚ダ心配也、長人ハ不可トノ見込ナレ共、今日長人ヨリ不可ナルヲ十分主張スレバ、忽チ破裂ノ光景ニ付、井上モ伊藤モ先ツ口ヲ利カヌ模様ナリ。

これを受けて岩倉は、林に対し伊藤に会って協議するよう促した。⁽⁶⁴⁾ 岩倉が河野や林を通じて事態収拾の方途を模索したのに対して、佐佐木は旧侍補グループや保守派と連携しながら、薩派の伊地知や長派の林と接触して外

債不可の方針に立って調整に精力的に取り組んだ。

岩倉が三大臣一致の下に天皇を動かしたのに対して、佐佐木は旧侍補グループと連携しながら元田を通じて天皇に働きかけた。佐佐木には宮中のみならず、元老院に保守派、土佐出身の政府内非主流派に政治的拠点があった。成長著しい天皇の政治的識見は日々高まりをみせ、佐佐木や元田が天皇の裁断に強く期待したとしても不思議はなかった。元田が佐佐木に対して「征韓論ノ如ク、内閣破裂致シテハ不相成トテ、殊ノ外三大臣モ心配ノ由」と伝えてきたからなおさらであらう。⁽⁶⁵⁾

元田と佐佐木は同年六月二日、外債募集をめぐる政府内の動向につき意見を交わした。席上、元田は「此度ノ如キ機会ニ、大隈ニモセヨ、誰ニテモ、御沙汰ニ服サズ、辞表ヲ申出候ハバ、断然退職被仰出可然、イツニテモ大臣等、参議ノ為ニ心配致シ過ギ、聖上ノ御威権ノ立タヌ様相成候事ハ、侍補中ニテモ常ニ申上ゲ候通リナリ」と述べた。これに対して佐佐木は、「今般ハ是非トモ御権力ノ立チ候様ノ尽力致候事ハ無論ナリ」と応じ、さらなる天皇親政運動の推進を確認した。⁽⁶⁶⁾

すなわちここでも、旧侍補グループの元田や佐佐木は、外債不可論を契機として天皇の威権を立て、再び天皇親政の実を挙げようと奔走したことがわかる。かくして同年六月三日、「朕素より会計の容易ならざるを知ると雖ども外債の最も今日に不可なるを知る」との勅諭が下った。⁽⁶⁷⁾

参議・省卿分離が形の上で実現しても、岩倉が外債募集問題の処理にあたつてみせた政治指導は、天皇が閣議に臨御して参議に加え省卿の意見も徴するようになった御沙汰が下るといった変則的なものとなった。こうした岩倉の調整能力の限界を知った旧侍補グループを中心とする保守派は、閣内慎重派の松方内務卿・佐野大藏卿らを勤儉の叡慮に沿う方向で外債不可論に賛同させた。このとき、参議・省卿分離を実現した伊藤は、外債不可論に立つ長派の頭目であり、伊藤が動けば薩派は反発して閣内対立を助長しかねなかった。⁽⁶⁸⁾

佐佐木は六月九日、左大臣有栖川宮を訪ね、「此度ハ思召ニテ、断然外国債不可然トノ御沙汰ニ相成候ヨリ、大隈初メ一同異存ナク、是ヨリ理財ノ運ノ目的評議中ニ付、安心致シ呉レヨ」との返答を得た。元田は同月一〇日付佐佐木宛書簡において、「外債一条ハ御聞取ノ如ク、実ニ叡慮ニ被為出候テ打止ニ相成段、御互ニ為邦家安悦此事ニ御座候。右ハ全ク初発ニ御心添被成下候故、先ニ尽言致シ、少シハ根本ノ補助ニ相成候カト奉存候」と互いに外債不可・天皇親政運動の成果を確認しあつた。⁽⁶⁹⁾

上述のように、旧侍補の元田や佐佐木は、薩長両派の一部を取り込みつつ宮中を外債不可でまとめ、天皇の御沙汰に帰結させた。こうした宮中派を中心とする保守派の再糾合は、翌一四年の政変以降の政治過程に多大の影響を与えずにはおかなかつた。

なお、外債募集問題とほぼ同じ時期に、元老院をめぐる年来の懸案事項であつた検視制度について動きがみられた。明治一三年六月三日の佐佐木日記には、以下のような内容が記載されている。⁽⁷⁰⁾

六月三日、大木参議ノ宅ニ至ル、是レハ元老院事件ヲ主トス、其ノ廉ハ検視案ヲ廢スル事也、抑々、検視ノ案ノ不条理ハ久シク議論アル事ニテ、既ニ昨年春頃、廢棄ノ見込ナル事ヲ岩倉ヨリ聞ク、是レハ、君側ニ奉職ノ時ニ当ツテ、御親政ノ御実効被為在度トノ事タリヲ、建言屢ナシタル末、大ニ章程ヲ改革シテ、万事御施行トノ事ニテ、其節ノ改正ノ筈ナリシニ、内閣ニモ異論アリタリ、夫是ニテ、遂ニ遷延セリ（中略）検視廢案ハ当然ニテ、高行モ素ヨリ渴望スル処ナリ、然ルニ、今日ノ内閣ノ景況ニテハ、譬ヘ検視ヲ廢スルモ、下付ノ議案ハ、悉皆原案通りニ致セトノ様ノ事ニテ、其ノ原案ニ異論ヲ陳述シ、又廢案等ニ至ル時ハ、大ニ怒リ、元老院議官ハ愚モ甚ダシ、此ノ議官ハ異論ヲ喋々唱ヘタリ、彼ノ議官ハ内閣ニ抵抗セリトテ、退職可然ノ内評議モ有之ト聞ク、如此事ニテハ、検視ヲ廢スルモ其甲斐ナシ

それまでも元老院の検視制度をめぐっては盛んに議論されたが、未解決のまま先延ばしされてきた。政府内の主流派と非主流派・保守派の綱引きがその底流にあった。ここにいう「検視議案」とは、元老院会議に下付される議案のうち内閣が「検視議案」として実質審議を不可能にしたものをさす。議案のうちどの議案を検視とするかは、内閣側の権限であった。

検視議案がすべて内閣の意向に沿って元老院の力を削いだというわけではないが、その後布告済みの検視議案が増加傾向を示し、準立法機関としての元老院の形骸化を招いたことは深刻であった。そのため元老院側から検視制度の廃止が求められるのは当然であった。⁽⁷¹⁾

上掲の佐佐木日記の末尾にみえるように、仮に検視を廃止しても内閣側は、原案に異論を唱えた議員を内閣に抵抗する者とみなして退職を求めるため、事態は変わらないとの見方もあった。大木との会談でも浮上したように、内閣でも検視の廃止は多数意見になっているが、なお山県有朋など根強い反対論者も存在した。⁽⁷²⁾

明治一三年六月の佐佐木日記には、過渡期の元老院について内閣との関係を中心にその問題点が記されている。大木は「元老院モ、今少シ議員モ注意セズハ、内閣ヨリモ信用ナシト」としたのに対し、佐佐木は「是レハ六ヶ敷事ナリ、其故ハ、今日ノ議員ハ、都テ政府ヨリ見ル時ハ、無用ノ頑愚人ト見ナセリ、偶々学識アル者ハアレ共、二三ニ過ギズ」との見方を示した。⁽⁷³⁾

佐佐木は現状について、「内閣ヨリハ議員ノ議ヲ愚論トシ、議員ヨリハ内閣ノ施行ヲ不適当トシ、相互ニ反対ノ思想ナリ」としつつ、今後国会の開設により内閣と元老院の関係は好転するとみていた。そして「元来、高行ハ国会ハ好マズ、サレ共、今日トナリテハ致方ナシ、最早、国会設立ノ針路ヲ愈立テルヨリ外ノ良法ナカラン」との見通しを大木に述べた。⁽⁷⁴⁾ 民選議員の設立はいまや不可避であり、これに対抗するうえからも内閣と共同歩調をとり保守主義の立場に立つ元老院を佐佐木は展望していた。

明治一三年六月、外債募集問題をめぐる岩倉の政治指導下にあつて、佐佐木ら保守派は天皇親政を実現すべく連携を強化して一定の成果をあげた。またこの頃、佐佐木は国会開設を避けられない時代の流れと受け止めながら、元老院の権限強化に向けた改革を積極的に模索した。上述のように、旧侍補グループは外債不可論を掲げて佐佐木を中心に再結集した。保守派、とりわけ宮中派は薩長間の亀裂を注視しながら、岩倉ら三大臣の動きと並行する形で、天皇の勅諭により外債不可に決着させることに成功した。これは天皇親政への一歩前進でもあつた。そもそも外債募集は財政逼迫の打開策であり、佐佐木らはその代替案として年来の節儉論を再び唱えた。そうした方針は、六月一日の勤儉励行の勅書に結実することになった⁽⁷⁵⁾。

財政難をよそに、多くの参議が華美の風に染まる傾向がみられた。佐佐木は岩倉に「要路の向々人の耳目を驚かす如き宴会等は戒めざるべからず」とし、前年に仰出された勤儉の聖旨を奉戴して天下万民に信を示すべきことを進言した⁽⁷⁶⁾。参議の中には天皇の邸宅臨幸に際して、芸業天覧を推奨する者もあつた。こうした風潮に対して、元田らは三大臣、宮内卿らを動かし、時期尚早と批判を加えた。

佐佐木は「内閣ニテハ、兎角聖徳ヲ輔佐スルニ注意セヌコト多シ」として、前年の侍補職廃止後のそうした姿勢を問題視した⁽⁷⁷⁾。同年七月には、大蔵省が準備金として蓄えてきた約二〇〇〇万円の正貨が、大隈の一存によって英国人某に内密に売り渡されるといった、いわゆる大蔵省準備正貨流出問題が明るみに出た⁽⁷⁸⁾。同案件は七月八日、吉井から佐佐木・元田らにも伝えられた。

この事案は前月、大蔵会計調査を命じられた伊藤により指摘されたもので、岩倉・松方らを一樣に驚愕させた。これを受け佐佐木らは、この際「天下ノ耳目ヲ一洗」すべきとし、大隈・井上ら「商家家」を更迭して伊藤・松方らの起用を考慮した。もはや従前のような「情実論」で内閣の運営に臨むべきではないということで、佐佐木と有栖川宮の見解は一致をみた⁽⁷⁹⁾。

明治一三年八月を迎えても、財政再建をめぐる議論は容易に決着をみなかった。大木からは早くに、米納論が積極財政主義の立場から外債募集の代替案として提起されていた。政府内においても、米納論は岩倉のほか薩派の参議らの支持するところとなっていた。⁽⁸⁰⁾

佐佐木は大木との会談で、米納論の弥縫的性格や同年四月に出された一八年までの地租据置の布令をあげ、議論は消極論に終始した。⁽⁸¹⁾同年八月二三日、土方から閣内情勢を知らされた佐佐木は、有栖川宮を訪ねて米納論反対をはっきりと申し入れた。さらに佐佐木は九月二日、元田・土方と協議し、米納論を廃し勤儉論の遂行で一致をみた。⁽⁸²⁾旧侍補グループは早速行動に出て、天皇の英断により米納不可に漕ぎつけた。その背景には、天皇親政運動以来の天皇の旧侍補らに対する信頼、同運動の果実としての天皇の政治的覚醒と成長があげられよう。⁽⁸³⁾

佐佐木・元田ら宮中派はまた元老院改革にも熱心で、尾崎三良・柳原ら元老院議官派とも連携しつつ、元老院の権限強化をめざした。こうした保守派の意向をめざとく察知して戦略を立て直した伊藤の動きについては、すでにこれまでの研究においても取り上げた。⁽⁸⁴⁾

その後、伊藤は憲法調査のため渡欧し、現地において柳原駐露公使と意見交換した。長期的視点からも注目されるのは、伊藤と柳原の間で「帝室制度」のみならず「元老院改革」が議題にのぼったことであり、この点についてはすでに長井氏の研究により明らかにされている。⁽⁸⁵⁾かつて指摘したように、伊藤は明治一三年一月四日にまとめた立憲政体意見書において「元老院改革」を打ち出し、国会論を主導する目的から保守派を巻き込む刺激的な見解を提起した。⁽⁸⁶⁾

一方、佐佐木も政治情勢の変化を受け、明治一三年から翌一四年にかけて政府改革論を打ち出した。そしてその中核に元老院改革を位置づけた。佐佐木は元老院の抱える諸課題を取り上げ、これまでと同様に「元老院檢視廃止論」を最も重視した。⁽⁸⁷⁾佐佐木は翌一四年を迎えると、「元老院檢視廃止論」など元老院の立法権強化に関す

る議論を加速化するべく、再び大木と意見を交わした。⁽⁸⁸⁾

比較的早い段階から、伊藤は「元老院検視廃止論」について「格別異論ナケレ」と原則的賛成の立場を表明していた。また、伊藤は参議が元老院議員を兼務することも是認する意向を示していた。⁽⁸⁹⁾

元老院議員の主要な供給源の一つは地方官であった。明治八年の「立憲政体の詔書」に沿って元老院と地方官會議が設置された。政府主流派は元老院議員を閑職とみなし、老朽地方官を元老院に異動させた。しかし、こうした人事異動はしだいに両者の関係を密接なものとした。⁽⁹⁰⁾ 地方官は地方の民情に通曉しており、その知見を元老院に持ち込むようになった。上述のように、元老院にも佐佐木のように地方民情に敏感な議員も存在した。ここから元老院において、より地方に配慮した意思決定がなされたとしても不思議はなかった。

正副議長である大木と佐佐木は、元老院の改革について議論の機会をもった。大木は「検視廃止ノ件ハ、既ニ内閣ニテモ同論者多数」、「最早廃止ノ事ニ内定セルニ」、元老院で備荒儲蓄や火防予備の二議案が廃案になるに及んで、再び内閣においても「検視廃止」に異論が唱えられたと佐佐木に説明した。⁽⁹¹⁾

明治一三年末、佐佐木は日記に「元老院等ニテモ内閣ニ不服、内閣ヨリモ元老院ヲ輕侮ノ景況也、然ルニ、元老院ハ帝室ノ藩屏」としたうえで、元老院議員の情実人事を問題視した。上述のように、佐佐木は元老院改革を中核とした政府改革を企図していたが、その中に「元老院議員勅選論」があった。この点について、佐佐木は龍顔を拝して内論につき言上する旨を元田に伝え、その取次を依頼した。⁽⁹²⁾

佐佐木の政府改革構想は、参議を五六人増員し合議のうえ「多数ニ決シ、其上ヲ震断ニテ御確定ニテ、御施行相成候様致シ」という内容であった。⁽⁹³⁾ かつて拙著『天皇親政』において論じたように、これは本来二律背反的な「公議政治」と「天皇親政」という維新の二大理念を統合する佐佐木の構想であった。もつとも宮中と元老院双方の事情に通じた佐佐木ならではの構想であった。⁽⁹⁴⁾

多くが政府内非主流派により構成された元老院は政治的に非力であり、元老院改革を実現するのは険しい道でありであった。しかしこの時点においては、伊藤が比較的元老院改革に理解を示していたことは、佐佐木ら元老院の保守派にとって大きな光明であった。伊藤は明治一三年一二月の立憲政体意見書において、「元老院ヲ更張シ元老議官ヲ華士族ニ撰フヲ請フ事」をあげていた。⁽⁹⁵⁾

伊藤が元老院改革を主張した政治的意図については、政府内の支持基盤の拡大や宮中への接近などを通じて国会論の主導権を掌握しようとした、と説明されてきた。⁽⁹⁶⁾伊藤が参議の元老院議官兼任に前向きであったため、その後も佐佐木は元老院改革の一つとして参議・元老院議官兼任案を積極的に打ち出した。⁽⁹⁷⁾

この頃つねに伊藤の念頭にあったのは、宮中に絶大な影響力を有する岩倉の存在であった。伊藤は参議・省卿分離改革を断行したものの、引き続き政治問題化した外債募集や米納論において宮中への影響力を発揮する岩倉に主導権を奪われ後塵を拝していた。したがって、伊藤が宮中や元老院の保守派に接近を試みたのは、当然の成り行きであった。伊藤は佐佐木や柳原との交流を通じて、保守派の元老院改革への期待の大きさを理解していた。とりわけ侍補職廃止後も天皇親政運動に熱心な佐佐木に、伊藤も注目していたにちがいない。⁽⁹⁸⁾

大久保没後体制とも呼ばれる明治一一年から同一四年までの岩倉・伊藤の政権は、思いのほか脆弱であった。

この薩長藩閥政権は、体制内保守派の中核をなす侍補ら宮中派から有司専制と批判を浴びた。西南戦争を契機に士族の反乱は終息したが、そのエネルギーは民権運動へと転化し、依然として体制批判は鳴りやまなかった。前者は侍補職廃止後も形を変えて佐佐木・元田・土方らの天皇親政運動として引き継がれ、後者は国会論、国会開設運動へと発展していった。このように内外からの批判にさらされ、政権基盤は絶えず揺れ動いた。⁽⁹⁹⁾

こうした批判を受けて、政府内においてもしだいに国会開設の議論が盛り上がっていった。井上馨は財政の極度の悪化により予算編成が困難になりつつある現状を踏まえ、世論の帰向するところに従って速やかに国会を開

設すべきとした。伊藤はこれに直ちに同調せず、その真意はともかく元老院拡張論を主張するにとどめた。伊藤は政府の分裂を回避し、ひたすら国会開設論の主導権を握ることに余念がなかった。

三、政府分裂の危機と宮中・元老院の保守派

いわゆる宮中派内部において、佐佐木―土方ラインにはその他のメンバーと一線を画する運動への動機が認められた。上述のように、両者はともに土佐藩出身で政府内非主流派の立場から有司専制批判を加えるだけでなく、高知における中立社の運動を支援し、立志社による急進的民権運動への危機感を天皇や宮中に伝えていた。⁽⁹⁹⁾ 待補職廃止後も、佐佐木・元田・土方ら宮中派は明治一三年の外債募集や米納論をめぐる政治過程において再結集し、独自の政策を天皇に働きかけた。

宮中や元老院の保守派は、明治一四年政変に至る政治過程においても、政府に対し不断の影響力を行使した。それは天皇親政運動の延長線上にあって、天皇自身の成長や天皇の信任を政治資源としていた。⁽¹⁰⁰⁾

すでに繰り返し述べたように、伊藤は明治一三年一二月の立憲政体意見書の中で元老院改革を通じて宮中に接近し、国会開設の主導権を掌握しようとした。伊藤が岩倉に対抗するうえからも宮中・元老院の保守派との提携を重視したのは、この時点においてはそれだけこの勢力の政治的影響力を高く評価していたからにはかならない。宮中の政治権力の増大と内閣の地盤沈下により、岩倉や伊藤の政治指導にも新たな戦略が求められた。⁽¹⁰¹⁾

伊藤は内閣の一体性を確保すべく翌一四年一月、伊藤・井上・大隈・黒田清隆ら参議による意見調整を企図して、いわゆる熱海会談を開催した。少なくとも同会談では井上が国会開設の決意を事前に福沢諭吉に述べていることから、国会論が議論されたことはまちがいない。しかし会談の様子や合意・決裂の有無についてみる限り、

それは判然としていなかった。⁽¹⁰³⁾

会談は当初、伊藤・井上が中心となり、これに大隈とで国会開設論をまとめ、そのうえで前年の財政論で距離ができた薩派の黒田を説得しようと企図された。しかし会談には、新たに薩派の西郷従道・五代友厚、大隈傘下の矢野文雄ら想定外のメンバーらが参入したうえ、農商務省の設置など財政論のアジェンダが取り上げられ、伊藤らが想定した当初の目論見とは大きくかけ離れた方向に発展していった。⁽¹⁰⁴⁾

熱海会談はこの年一月から二月にかけて開かれたが、そもそも上述のメンバーが一堂に会することはなく、もとより議論をまとめるうえでは無理があった。国会論や財政論といった重要案件が取り上げられながら、伊藤と井上の思いだけが先行した印象がある。会談では、北海道開拓使官有物払下げ一件も議題にのぼったとされる。⁽¹⁰⁵⁾

しかもこの年三月、突如として大隈がイギリス政党内閣制をモデルとする急進的な意見書を抜け駆けるに提出した。かくして事態は急転した。そもそも大隈は肥前出身で政府内非主流派の立場にあり、薩長藩閥への反発には抜きがたいものがあった。前年の財政論でも早くに外債募集を提起したが、日の目をみなかった。

こうした傍流意識が拭えない大隈・矢野らは伊藤らの漸進論に対抗し、急進的な早期国会開設論を柱とする意見書を提出した。早期に国会を開設することによって、彼らは政府内非主流派の政治的立場が有利になる環境整備への突破口を模索した。⁽¹⁰⁶⁾

ここで留意したいのは、依然として大隈は内外債による財政再建論を追求し、有栖川宮に督促されて提出した意見書の主軸をなす国会開設論にはあくまで配下の矢野の案が大きく反映されていたことである。それだけに、大隈は意見書の内容に必ずしも自信が持てず、有栖川宮とのやり取りにも齟齬をきたしていた。結果として、意見書はいわゆる「密奏」という形になったため、誤解を招きかねなかった。⁽¹⁰⁷⁾

明治一四年に入り、大隈は前年の財政論において薩派に軸足を置いたのとはうって代わって、伊藤ら長派との

提携を模索していた。したがっていま、傍流意識を払拭するため急進的な国会論を展開することは、伊藤との関係を悪化しかねなかった。なぜなら伊藤は、前年一二月に提出した意見書において、現状の変革につき「之を制するも激に至らず、之を縦つも漫に至らず」と漸進的な立憲政体論を展開していたからにほかならない。⁽¹⁰⁸⁾

同年一月に始まる熱海会談も実りなく、伊藤の調整も果して不調に終わり、同年前半の政府は混迷の様相を呈していた。かかる情勢を打開するべく、天皇は三条・有栖川宮・岩倉ら三大臣を指揮して内閣の意思統一を企図した。その後、大隈の意見書は財政論や北海道開拓使官有物払下げ事件と複雑に絡み合いながら、思わぬ展開をみせた。⁽¹⁰⁹⁾

北海道開拓使官有物払下げ事件は、黒田と五代友厚の結託といった藩閥政府と政商との癒着であるとして、新聞各紙は同事件をめぐる特集や連載を組み、これを大々的に報じた。伊香保で湯治中であつた佐佐木と谷干城はこの報に接するや、「払下げ不可」を建言すべく急遽、帰京の途についた。佐佐木は帰京すると早速、土方から政府内の詳細な情報を徴し、吉井・元田ら宮中派の意見にも耳を傾けた。

土方によれば、三条は同事件について「是非共取消無之テハ不相済」との判断を示し、長派の伊藤は天皇還幸後の抜本的「改革」を主張した。伊藤が「改革」との表現をあえて用いたのは、土方ら宮中・元老院の保守派の意向を視野に入れつつ、前年一二月に伊藤が提出した立憲政体意見書を踏まえた見解であつたとみられる。薩派の西郷や吉井もなすすべなく、ひたすら「困却」を免れなかった。土方はまた、払下げ一件を批判する急先鋒、大隈にも民権家との結託の疑惑があると指摘した。これを受けて、佐佐木は断固として「開拓使云々不可、又、大隈ノ狡猾ニハ能ハズ」との姿勢を崩さなかった。⁽¹¹⁰⁾

これに加え同年八月二九日、佐佐木と同じ土佐藩出身の中村弘毅も、佐佐木の意向を体して東久世・有栖川宮に働きかけた。一方、元老院議官の河田景与や元老院権大書記官の早川勇ら元老院グループも開拓使一件不可の

方向で結束を固めた。こうした中村以下、佐佐木の考え方に近い保守派の面々がのちに中正党を結成していった。⁽¹¹⁾

中村は「開拓使云々ニ付、同志連署シテ建言ノ趣旨」をめざし東久世に計ったところ、東久世は「御巡幸向キニテハ決シテ御決行ナシ」と還幸後の建白を示唆した。その理由として東久世があげたのは、岩倉とも懇意の青木貞三書記官を西京に遣わし岩倉に質したところ、岩倉は「今般ハ大ニ奮発、是非共十分正路ヲ行フトノ事ナリ」との意向がわかった。元老院グループの早川に青木を引き合わせたうえで、同人を有栖川宮に遣わすと、やはり同様の見込みであった。⁽¹²⁾

同年九月六日、東久世・河田・伊丹重賢・鍋島直彬ら元老院グループは、払下げ中止の方針を掲げて本格的な運動を開始した。さらに同日、元老院グループを交えた席上、佐佐木は「今般ノ事件ニ止ラズ、内閣・元老院等大改革アランコトヲ建言スル」と発言して一同の賛同を得た。佐佐木の発言は伊藤のいう「改革」を前提としており、さらに元老院の保守派の支援を得て、佐佐木が一連の運動のイニシアチブを握ったこともまちがいなかった。⁽¹³⁾

しかし同月八日、伊藤や井上も黒田に同調しているとの東久世の情報もたらされるに及んで、事態は緊迫化の様相を呈した。東久世は公家出身で維新での功績により後に子爵となるが、明治一〇年八月から元老院議員を務めていた。これを受け佐佐木は翌九日、三条に建白して「民間ニ民権説ヲ唱仕候過激ノ輩」がおり、「開拓使官有物払下げ一条ヲ以テ、連城ノ奇宝ヲ得タル如ク、之ヲ翻弄シテ置カズ」として民権派の政府攻撃に警鐘を鳴らすとともに、開拓使一件の安易な解決を牽制した。⁽¹⁴⁾

佐佐木の建白も、民権運動をもって政府を牽制するといった天皇親政運動以来の手法であった。これこそ保守派が政府主流派に政治的影響力を行使する常套手段でもあった。このときは、福沢門下や三菱と提携する大隈の急進論がより危険であるとして、伊藤らは黒田と歩調を合わせて薩長両派の関係改善を優先した。

一方、谷を中心に三浦梧棲、鳥尾小弥太、曾我祐準ら武官派も結集し、佐佐木ら他の保守派に同調して、九月一二日に以下のような建白を行った。同建白には、「今日政府の組織頗る其大体を失ふ」として、「立法行政司法の三大権悉く之れを一内閣に統べ、親政の名ありて其実なけれ」と批判が加えられていた。そのうえで、「速やかに元老院に立法の大権を委し、陛下親臨して法令を議せしめ、其決する所に由つて之を親裁し、以て之を内閣に付し施行せしむるの制に改めたまはんことを」と要望した。⁽¹¹⁵⁾

同じ土佐藩出身の谷は、佐佐木とも親しい関係にあったが、改めて建白を契機に元老院議員派とも交流の機会を得て、保守派全体として政府の改革という共通の政治課題に取り組むことになった。統治機構（広義の政府）に占める元老院の位置づけを把握し、実質的な立法機能の強化といった問題意識の共有がめざされた。もちろんその前提として、宮中派と同様に天皇親政の実質化が追求された。

建白においては、開拓使官有物払下げを不可とするにとどまらず、政府改革の必要性が志向された。土方によれば、三条太政大臣宛ての建白には、「内閣組織ヲ改革」や「国憲取調局相設ク」などが盛られていたという。⁽¹¹⁶⁾これは、そのとき行幸の供奉参議を務めていた大隈に送付され、三条にも口陳された。しかし反面谷らの運動は、軍内部では軍人の政治への容喙として非難された。⁽¹¹⁷⁾

こうして政府はしだいに不安定化の一途をたどり、情報は錯綜し、政局も流動化した。森山茂は佐佐木に「大隈ハ、愈岩崎彌太郎・福澤諭吉ノ力ヲ借り、民権家ヲ味方トシテ、今時ノ事件ヲ防禦ノ策也、大隈ハ、兼テ三菱会社ヨリ月々千五百円ノ仕送ヲ受ケ居リ候事故、三菱会社トハ最モ親密ナリ」との情報を寄せた。⁽¹¹⁸⁾

保守派あるいはその周辺にあった者も疑心暗鬼となり、新たな動きが出てきた。「河野モ同断、板垣等ト意脈ヲ通ジ、事ヲ取ルノ策ナリ、則、早川勇モ或ハ同類ナランカ、元老院中モ議官ヨリシテ書記官・書記生迄、私欲アル徒ハ敵味方不相分」と佐佐木自身も頭を悩ませていた。そこで佐佐木は九月一七日、事態の收拾に向け東久

世と協議した。両者は以下のような認識で対応することで一致した。⁽¹¹⁹⁾

左大臣ハ、十分奏聞シテ、今般ノ事件ハ中止、内閣改革ヲ主張セラルモ、跡両大臣ハ、黒田・井上・伊藤・山田等ヨリ被迫切候時ハ如何、両大臣、無余儀參議ノ説ニ雷同シ、奏聞スル時ハ、御宸断モ極々御難渋ト存ズルニ付、其手筈十分無之テハ不相成

もしその結果に不満があり出仕しない者が現れた場合は、免官とする英断も辞さない覚悟で臨むことでも両者は一致した。ここでの対象は各省の書記官らであつたとみられる。また、両者は「大隈ノ三菱・福澤云々、是レ亦暴ヲ以テ暴ニ交フル詆ニ付、一掃除セスハ正路ハ不被行」との判断をも共有した。⁽¹²⁰⁾

払下げ中止を奏上する方針を固めた東伏見宮は九月一八日、佐佐木と土方を招いた。席上、同宮は左大臣宮に篤と申し入れ、奏上して事態を収拾する決意を表明した。しかし同宮はこれまで一度も政治上の儀について奏聞した経験がないとして、天皇の信任厚い佐佐木と土方の支援を求めたのであつた。

話は政府改革にも及び、佐佐木らは参議を廃止して大臣、諸省卿により内閣を組織し、勅撰顧問官二、三名を置くことを提案した。もし顧問官が難しければ、参議院の設置をもつてこれに替え、加えて元老院に権力を付与すべきと進言した。⁽¹²¹⁾

一方、佐佐木が疑心暗鬼となつていた政治の流動化や政府の不安定化の背景には、政治不信により増幅された在野民権派の台頭、同時に世論に呼応して活発化した書記官クラスの動きがあつた。同年八月には、開拓使一件を中心に大隈を支援する大蔵省・肥前派の書記官らは批判を薩派に集中させた。⁽¹²²⁾

これとは反対に、同月二四日には、金子堅太郎ら反大隈派官僚有志が佐佐木を訪ね、払下げは不可、大隈一件

も不可という中正の道を踏む方針を表明した。有志としては、三好退蔵、岩崎小次郎、島田三郎、田中耕造らが連なっていた。こうした少壮官僚グループは谷ら武官派とも連携した。⁽¹²³⁾

佐佐木の日記によれば、金子ら保守派の官僚グループに対して大隈派の書記官グループが働きかけていた。こうした政府非主流派の動きは各々「政党」を志向する傾向があり、その動向が注目された。⁽¹²⁴⁾

大隈ノ配下ニテ大蔵省ノ書記官石橋（重朝）・中島（盛有）等、吾ガ同志ニ説論シテ曰ク、最早薩長ノ私論ヲ破ルノ機会来レリ、就テハ、肥前・佐賀ノ者ハ、團結シテ政党ヲ立テ相立テ候手筈ナリ、然ルニ、佐賀而已ニテハ迫モ十分ノ勢力ナキ故、各県ノ同志ヲ相結ビ候筈ナリ、土佐ハ、板垣ヲ頭トシテ一大体相マトマリ候

保守派は大隈派の働きかけの背後には矢野・小野らがついて、三菱会社や福澤らが控えているとみた。確かに土佐・肥前が結束して薩長に対抗する策ではあったが、保守派は中正の立場から大隈の趣旨も不可であるとして、こうした働きかけには乗れなかった。

佐佐木は同月末、連日のように金子、早川、安場保和と会談を重ね、「政府方トカ民権方トカニハ与スベカラズ（中略）吾輩ハ中正ヲ踏ンデ立ツノ主義ナル」との決意を述べ、天皇親裁に基づく政府改革の必要性を説いた。⁽¹²⁵⁾ こうして様々な方面から建白がなされた。侍補を経てこの年元老院議員となった鍋島直彬（肥前鹿島藩主）のほか、板倉勝達（三河重原藩主）、松浦詮（肥前平戸藩主）ら華族も佐佐木を訪ね、建白書提出について意見を求めた。⁽¹²⁶⁾ 同月二七日に岩倉が三条に宛てた書簡にも、「諸省書記官杯申合建白すとか、華族之輩にも同様種々評論不穩相聞候」とみえ、大臣らもともに危機感をつのらせていた。⁽¹²⁷⁾

このとき、すでに政府主流派は、払下げ一件など一連の懸案を大隈追放により収拾する方向で鋭意、調整を進

めていた。そのため薩長両派のみならず、保守派や大隈派も十分な情報収集に基づき、的確に状況を認識していた。土方・佐佐木はその過程で薩長両派が結束して事に当たる情勢を把握したことから、保守派も政府主流派に同調することで決着をめざさざるを得なかった。保守派の影響力は封じられた。

薩長の松方正義は黒田をかばいつつも、開拓使一件の公平な処分に賛同した。一〇月四日に伊藤と土方の会談がもたれ、伊藤が「種々人心ノ難計」としたのに対し、土方は谷らの過激論について佐佐木とともにこれを抑止することを述べ、事態の終息に向けた周旋を約束して主流派への同調を鮮明にした。⁽¹²⁸⁾

しかし保守派が年来の理念を放棄したわけではなく、佐佐木と土方は元老院議官派や武官派と連携しながら、引き続き岩倉に対し払下げ中止、大隈処分、内閣組織の改革を求めた。「三大臣ニテ聖上ヲ輔佐シ、参議ニ計ラズ、断然御処分アリテ、天下ニ公平ヲ示サズハ、不可然」というのが保守派の要求であった。⁽¹²⁹⁾

薩長両派が結束して事態を終息させたため、佐佐木ら宮中派や元老院議官派の要求であった内閣組織の改革は見送られた。一〇月一日の天皇還幸に伴い、翌一二日に国会開設の勅諭が下った。政府の亀裂を一定程度修復するうえでは、適切なタイミングであった。大隈派の追放は民権派を含め各方面から政府批判が寄せられ、強い危機感に苛まれた政府主流派は立憲政体の議論への争点操作が是非とも必要と判断した。

保守派の集合により結成された中正党は、なおも内閣組織の改革や元老院の改革をめざして政府主流派への働きかけを続行した。佐佐木は岩倉、伊藤に改革断行を入説し、土方は東久世宮や北白川宮を通じて左大臣有栖川宮への要望に奔走した。度重なる運動を受け、岩倉は「弥組織ヲ改正、参議ヲ廃サレ、諸省卿ニ充分権力ヲ与へ、行政ヲ組織シ、参議院ヲ設立シテ、行政事務ヲ監督スル心組ナリ」と前向きな姿勢を示した。また政府主流派の間でも、元老院の権限強化をめぐり議論が繰り返された。⁽¹³⁰⁾

一方、佐佐木の日記によれば、伊藤も同月一三日の佐佐木との会談において「組織改正」をめぐり議論を交わ

し、その見通しについて次のように語っていた。「本日、内閣ニテ伊藤二面会、組織改正一日ヲ争フト云フ、伊藤曰ク、大ニ心配中ナリト、高行曰ク、如何スルカ、伊藤曰ク、諸省卿ニ充分責任ヲ担当サセ、行政ヲ組織スト、高行曰ク、尤モナリ、然ラバ、諸省卿ハ、充分人撰無之テハ、迎モ行ハレマジト、勿論ノ事也」と諸省卿の責任分担に踏み込んだ。しかし「元老院モ見込アレ共、多事故、談話ノ間ナシ、実ハ今日ノ急務ハ會計ナリ、大蔵省ハ微塵ナク、早く取マトメズハ、政府ハ維持ノ目的ナシト、大ニ苦心ナリ」と、元老院改革については会計の処理、財政運営の優先を掲げて先送りされた。保守派が最も重視した参議廃止には言及すらなかった。⁽¹³¹⁾

しかし伊藤は前年一二月に提出した立憲政体意見書において、漸進主義の立場から、元老院の権限拡張論を展開していた。したがって、保守派はこれに一縷の望みを託すしかなかった。⁽¹³²⁾

四、立憲制の導入と保守派の政治運動

明治一五年一二月、宮内省に内規取調局が設置され、岩倉が総裁に就任した。これには当時、駐露公使であった柳原が、岩倉に皇室法の起草を粘り強く進言していたことが大きく影響していた。同年一月二日付の三条・有栖川宮・岩倉三大臣宛柳原書簡からも明らかのように、元々身体の弱い柳原にとって極寒の地、ロシアでの在外勤務は厳しく、すでに三年に及ぶ駐在は大きな負担となっていた。柳原は三大臣のほか直属の上司である井上馨外務卿にも帰朝を懇願していた。⁽¹³³⁾

しかしこうした柳原の申し出は聞き届けられず、やむなく柳原は任務を忠実に遂行せざるをえなかった。同年五月一日付の柳原書簡からは、三条・岩倉両大臣の「帝室事件」の下問に對し、「帝室儀制調査局開設の議」や「帝室憲法の議」、「宮内省職制改革の議」などの送呈を予定していたことがわかる。⁽¹³⁴⁾

この時期、欧化政策を推進するうえで必要な在外公館のサポート体制が強化された。柳原の人事異動が難しかったのも、そのためと考えられる。憲法調査のため渡欧した伊藤ら一行は同年八月、外交力強化のための「在外公館シフト」とも言うべき体制のおかげで、実りある成果をあげることができた。⁽¹³⁵⁾

元老院議官として国憲按の起草にあたり、妹愛子が明治天皇の側室であった柳原は、宮中派と元老院議官派の結節点にあった佐佐木と親密な関係を維持していた。駐露公使として「在外公館シフト」の一翼を担った柳原は、同年一〇月一九日付の岩倉宛書簡において、伊藤一行とウィーン滞在中に面会した様子を詳しく伝えた。

そのうえで柳原は同書簡において、伊藤が「帰朝後ハ必ス廟堂ニ評議起リ(中略)帝室制度之義モ此一局(憲法取調の一局)中ニ包含スルトノ説」も生じかねないとして、岩倉に伊藤への警戒を喚起した。加えて柳原は、「遠ク将来ヲ慮リ帝室ノ為」として、「古制ノ良ヲ存シ外国ノ制度ヲ採酌」することが緊要として、早期の皇室制度の創設を促した。これは伊藤の帰国後、皇室も国政事項に組み込もうとする三条・伊藤に主導権を奪われないうように先手を打つことを意味した。⁽¹³⁶⁾ この注意喚起が同年末の内規取調局の創設につながったとみられる。

広範な視野と柔軟な姿勢を有する柳原も、日本の皇室制度を構想するにあたっては、宮中や元老院の保守派の立場に立脚していたことはまちがいない。その一方で、柳原は渡欧してきた伊藤には努めて冷静沈着な態度で、日本の皇室制度のモデルとして「仁愛之府愛国心之中枢名譽之淵源」、あるいは「仁愛君民親睦ノ活機」という面からオーストリアの帝室制度に学ぶことの意義を丁寧⁽¹³⁷⁾に説明した。

伊藤が立憲政体意見書において日本社会の分断、「朝野の疎隔」を憂慮していたから、オーストリアの帝室が多文化社会に調和をもたらす機能は、日本社会の分断を緩和するうえでも有益と柳原は考えた。⁽¹³⁸⁾

伊藤が柳原の提案に関心を示したのも、親密な関係にある井上外務卿による「在外公館シフト」の恩恵に与かり、柳原駐露公使や井田讓駐奥公使館のサポートを得てウィーンにおける憲法調査をより充実させようと考えた

からにはかならない。伊藤はまた、柳原の見解を保守派の一つの有力な理論として傾聴に値すると判断したにちがいない。⁽¹³⁹⁾

現に数年後、伊藤は高輪会議に際して、井上毅のほかに保守派を代表して、皇室法に明るい柳原を選び、会議への出席を求めた。事前に井上が柳原案の修正を試みたうえで「柳原再稿」の逐条審議が行われ、草案の完成度がより一層高められた。⁽¹⁴⁰⁾

これに先立ち、伊藤らは高い政治的ハードルを飛び越えなくてはならなかった。伊藤はいわば「明治典憲体制」を念頭に置きながらも、それを創出するための政治体制の確立が必要であった。皇室制度を規定する皇室法（後の皇室典範）を起草する前提として、大胆な宮中改革が焦眉の急であった。

その矢先、明治一六年七月、岩倉の急逝により事態は大きく変貌した。もともと九鬼隆一が同月一四日付の書簡で外遊中の伊藤に「右府公の病も殆ど不治の症」として伊藤こそ余人をもつて代えがたいと伝えていた。⁽¹⁴¹⁾こうした事態はある程度織り込み済みであったとみられる。⁽¹⁴²⁾

明治一六年に岩倉が他界すると、伊藤により巧みな宮中改革、明治一八年二月の内閣制度の創設によって、伊藤の主導下に立憲制導入への道が開かれた。皇室制度の樹立についても、保守派の政治的後退と「宮中と府中の別」への第一歩が踏み出されようとしていた。⁽¹⁴³⁾

立憲制の導入に向けて伊藤が主導権を握るには、大胆な体制改革によって、伊藤が強大な権限を有する内閣の首班となることが不可欠であった。伊藤の憲法調査により生れた「立憲カリスマ」とも呼ばれる政治的威信とともに、それを支える強力な権力基盤が必要であった。⁽¹⁴⁴⁾

保守派はすでに「帝室ヲ翼戴シ、立憲政体ヲ建テル目的トシ」、「断然内閣ノ組織ヲ更革」すべきと表明し、井上毅は伊藤に提出した「内閣職制意見」において「憲法之基址ヲ為シ面目ヲ一新被成候方可然」と主張した。⁽¹⁴⁵⁾

明治一四年九月二一日に井上毅が提出した同意見書の詳細は以下の通りである。

従前各省ヨリ太政大臣へ当テ伺書ヲ以テ指令ヲ取候者、即チ大宝制之精神ニヨリ諸省ハ太政官ノ分司タル政体之遺物歟ト存候。今度諸省即「チ」内閣タル之新制ヲ被用候上ハ、太政官ナル一箇ノ最上等官符アルニアラズ、故ニ以後太政官指令之制ハ被廢可然歟。而シテ諸省卿其主任ノ事務内閣ノ會議ヲ經ベク、又皇上陛下 大臣家之制可ヲ得ベキモノ、又元老院之會議、參議院之議可ヲ經ベキモノト思惟スル時ハ、自ラ署名セル文書ヲ懷キ内閣ニ提出スルニ過キザルベシ

このように、井上は伊藤に太政官制を廃止して新たに内閣制度なる「新制」を採用するよう提案した。しかしこの意見書は、井上自身が「試草」とするように、草案の段階にとどまるものであった。宮中や元老院の保守派と同様に、諸省卿の責任分担制が想定されており、意見書には「可成今度各省卿ノ責任ヲ明ニ被成度」、「責任之條？」⁽¹⁴⁶⁾を設けるか否かの検討が求められていた。

井上毅はかつて岩倉のブレイン的存在であったが、いまや伊藤のブレインとして国家構想を構築するための理論家の役割を担っていた。明治一四年政変で追放された大隈のブレインとしては、矢野文雄や小野梓らの名が想起される。国家構想の競合化が進むなかで、主導権を握るには、自己と同様の立場から自己の主張を正当化しうる有能な理論家や法制官僚を側近に置くことが不可欠であった。⁽¹⁴⁷⁾

井上は確かに有能な法制官僚ではあったが、漸進主義に立つ伊藤を背後から支える理論家ではなかった。顧みれば、伊藤は明治一三年一二月の立憲政体意見書において、「聖裁ヨリ断シ天下ノ方向ヲ定ムル」方針から、あらためて天皇が漸進主義の立場にあることを内外に標榜した。⁽¹⁴⁸⁾井上は天皇親裁である以上、宮中と府中は一体であるのは当然と考えた。この点で、井上は伊藤とは大きく見解を異にした。

明治一五年の「皇室財産意見案」において、井上は次のように述べた。⁽¹⁴⁹⁾

我カ国現在ノ政体ハ、宮中府中ヲ一体トナシ、太政官即政府ハ 天皇親臨ノ所ニシテ（太政官章程）皇室ノ外ニ政府ナシ、即チ皇ノ外ニ官ナキ也。此ノ政体ハ暗ニ独逸各国ノ憲法ト符節ヲ合セタルモノニテ永遠不拔ノ制とイフモ可ナラ

ン
皇室法と憲法による同等で相互に不干渉な二元的法体系である「明治典憲体制」の構築をめざすには、それを創出するための政治体制を確立することが肝要であった。まず伊藤にとって、「宮中と府中の別」を確立する前提として大胆な宮中改革が求められた。宮中や元老院の保守派は天皇親裁を前提としていたのに対して、井上毅は「天皇親臨」は「天子ノ職制」に規定すべきであるが、「内閣職制」には不要であるとした。⁽¹⁵⁰⁾

伊藤は宮中改革の第一歩として自身の宮内卿への就任を企図した。しかし天皇をはじめ宮中関係者らは、外遊を契機にますます西洋化に拍車がかかった伊藤の宮中介入を警戒した。伊藤はやむなく井上馨らと当面、佐佐木・元田ら宮中派への入説を繰り返した。井上毅は、世間の喝采を浴びる福澤の「政府と帝室を区別する」との所説を危険視し、「我カ宮府一体之制ヲ破壊スル」と厳しく批判した。⁽¹⁵¹⁾

憲法調査から帰国した伊藤は、明治一七年三月に宮内省内に制度取調局が創設されると、同局長官に任命された。さらに思召によって、伊藤の宮内卿兼任が実現した。確かに伊藤の人事は参議と宮内卿との兼任にほかならず、「宮中と府中の別」に反していた。それは岩倉の死に伴う政治空白を埋め、勢いを増す民権派に対抗すべく親裁体制を強化するうえで、伊藤の政治指導が求められたからであろう。

かくして伊藤は念願の宮中参入を果たし、矢継ぎ早に宮中の諸制度を改革した。伊藤は天皇や元田ら宮中派と

粘り強く交渉し、丁寧に調整を重ねて奥向きの空間にも巧みにメスを入れた。何より伊藤が重視したのは、皇室の自律性を確保するべく、皇室財産制度の見直しを進めたことであった。皇室財産を国有財産から巧みに分離し、高い自律性がめざされた。これにより、「宮中と府中の別」がより一層進展した。⁽¹⁵²⁾

伊藤は宮中を財政面から統制し、宮中に対する政治的影響力を強化しようとした。これに先立ち、伊藤はその前提として従来の持論である華族制度の改革を難航の末、ようやく実現した。すでに明治一四年政変の直後、伊藤は佐佐木に対し「元老院ノ改革ノ基礎ハ、爵位ヲ定ムルニアリ、今日ノ華族ハ、貴族ト謂ハン如キ者ニテ、爵位ニ非ズ、依ツテ、爵位ヲ定メ、華族モ爵ヲ与ヘ、士族・平民共、功勞アル者ハ同断」と述べた。⁽¹⁵³⁾

しかも伊藤は、授爵にあたつて宮中関係者を厚遇するといった細やかにして、したたかな配慮を加えた。果して伊藤に対する宮中派の心証は好転し、宮中改革も円滑に進んだ。明治一七年七月一〇日付の副島種臣宛元田書簡によれば、「華族令御発表、実に維新後之一大典、朝廷之礼制始而秩然、王室之尊嚴幾層之重きを増し、感戴無限に候。殊に欧風三昧中、古き周制を御採用に相成候儀、大に其宜を被得」と元田を大いに感嘆させたという。⁽¹⁵⁴⁾伊藤が立憲政体構想を具体化するうえでは、天皇を立憲君主に据えることがまずもって肝要であった。上述のように、伊藤はかの意見書において「聖裁ヨリ断シ天下ノ方向ヲ定ムル」としていた。⁽¹⁵⁵⁾それには、制度取調局長官と宮内卿のままで限界があった。やはり天皇・三条・元田らを説得して、内閣制度を創設するしか道は開けなかった。⁽¹⁵⁶⁾

ようやく明治一八年一二月、伊藤は粘り強い周旋ともてる政治手腕を発揮して、内閣制度の創設に漕ぎつけた。かくしていわゆる大宰相主義に立つ内閣職権が制定され、併せて宮中体制と法制局の整備も進捗した。宮中には「常侍輔弼シ及宮中顧問官ノ議事ヲ総提」する内大臣と「帝室ノ典範儀式ニ係ル事件ニ付諮詢ニ奉対シ意見ヲ具上」する宮中顧問官が設けられた。内大臣には三条が太政大臣から転じ、宮中顧問官には川村純義、福岡孝弟、

佐佐木高行、寺島宗則、副島種臣、佐野常民、山尾庸三、土方久元、元田永孚、西村茂樹が起用された。⁽¹⁵⁷⁾

伊藤が構想する立憲政体を樹立するため、内閣制度の下に、宮中体制、法制局の体制の二本の支柱が整備された。伊藤を中心とする新たな政治体制も、その両翼をなす三条ら宮中派と井上毅ら法制官僚の両勢力との利害調整のうえに成立していた。⁽¹⁵⁸⁾

明治一九年六月一日、宮内大臣の伊藤は内大臣の三条に対し、「皇位ノ継承、丁年、立后、摂政及皇族処分ノ如キハ建国ノ根基、宜ク速ニ憲章ヲ立ツヘキナリ」とし、「右顧問官ノ評議ニ付シ意見上奏可有之候也」との書面を添えて「帝室典則」を送付し、その検討及び審議を要請した。⁽¹⁵⁹⁾

明治一五年八月、柳原が露都から佐佐木に宛てた書簡には、オーストリアでの伊藤とのやり取りが記されている。同書簡には「同人ハ頗ル勉勵取調ニ従事致居候、国会準備の策中、帝室制度、元老院更張ノ件モ、及詳陳候所、大旨合一」とみえ、伊藤が保守派の関心事に概ね理解を示し、柳原に同意していたことがわかる。⁽¹⁶⁰⁾

欧州での会談を踏まえて、伊藤は一見柳原を高く評価していたようにみえるが、伊藤を通じて柳原が皇室典範の起草に与えた影響は思いのほか限定的であった。帰国後の伊藤による宮中改革や皇室制度の構築に柳原が与えた影響は、皇室典範の個々の条文を除けば、本質的な部分には必ずしも及んでいない。いわゆる宮中改革に限っても、伊藤は三条や元田ら宮中関係者には具体的な働きかけを行っているが、岩倉が亡くなってから内閣制度の創設までのとりわけ重要な時期に、柳原との間で本質的な交渉がなされたわけではない。⁽¹⁶¹⁾

明治一九年以降の皇室典範の起草過程において、柳原はその該博な知識を求められ再び注目を集めるが、三条も伊藤も柳原への対応は信じ難いほどおざなりであった。それは、これまでの研究で明らかにしてきたところであるが、三者間の書簡から明らかである。したがって、伊藤を通じて柳原が如何に皇室典範の起草に貢献したかについて、高度な立法技術を有する井上毅が伊藤と柳原との間に介在したことから、減殺された側面も少なく

かった。⁽¹⁶²⁾

しかし別の見方をすれば、伊藤は井上毅と法律論で十分互角に渡り合える数少ない保守派の官僚としての柳原を最大限に利用し、保守派の取り込みを企図した。立憲君主制導入の成否は、天皇の再教育を除けば、柳原を通じて如何に宮中に政治的拠点をもつ保守派を巧みにコントロールしうるにかかっていた。

さて、明治一八年末に宮内省が提出した「皇室制規」を厳しく批判した『謹具意見』の筆者、井上毅の協力を得て、修正作業は順調に進捗し、明治一九年六月に「帝室典則（宮内省第三稿）」が一応まとまった。伊藤は同月一〇日、三条に「顧問官ノ評議」による意見書の提出を求めた。⁽¹⁶³⁾

三条はまず尾崎三良や東久世通禧ら側近を自邸に招き、検討を進めた。伊藤の要望に応じて、評議は各顧問官らが修正意見を持ち寄る形で進められた。三条側近の東久世が同年七月五日に提出した「帝室典則修正」の草案には、「明治十九年帝室典則を大幅に修正せるもの」と記されていた。

「帝室典則」の修正作業には当時、賞勲局総裁であった柳原も加わっていた。かかる柳原の起用について、坂本氏は「伊藤はさらに慎重を期するために『宮中』関係者のイデオログといった側面をもつ賞勲局総裁柳原前光にも典範の起草を命じた」との理解を示した。⁽¹⁶⁴⁾ 果たしてこうした理解は妥当であろうか。⁽¹⁶⁵⁾

不思議なことに、伊藤も三条も柳原に十分な情報を提供していなかった。柳原はこれに不信を抱きつつも、やむなく三条の側近らに接触を試みた。⁽¹⁶⁶⁾ 東久世や尾崎の日記をみれば、同年六月下旬から翌七月上旬にかけて、三条の側近らと柳原との接触が具体的に確認できる。柳原は上述の七月八日付の三条宛書簡において、自らを「局外無権ノ者」と位置づけた。『東久世通禧日記』六月二四日条には「午後柳原邸行、帝室典則之義相談」とあり、『尾崎三良日記』七月一日条にも「柳原來ル、帝室典則ニ付談話アリ」と記されている。こうしたことから、元老院を媒介とした柳原と三条側近との緊密な連携ぶりがうかがえる。⁽¹⁶⁷⁾ 宮中顧問官らの評議を経て再提出された

「帝室典則修正案」には、さしたる修正が施されていなかった。よって、この宮中顧問官らの修正案はついに上奏されることはなかった。

かかる修正作業のさなか、伊藤と三条側近との間には軋轢を生じていた。三条側近は、内閣制度の発足に伴い太政大臣から内大臣に転じた三条の処遇について、大きな不満を抱いていた。三条側近らの伊藤に対する反感も、この重要な立法作業に悪影響を及ぼしかねなかった。⁽¹⁰⁸⁾

その一方で、同じ頃に脱稿された柳原の「帝室法則綱要」は出色の出来栄であった。柳原はこれを一〇月七日付の書簡とともに三条に送付した。「帝室法則綱要」を三条から入手した伊藤は、はじめて柳原の高い立法技術に気づかされた。⁽¹⁰⁹⁾

立法技術上の問題とは別に、立憲制導入をめぐる立場の違いを乗り越えることは容易ではなかった。路線対立に勝利するため、伊藤は柳原を利用して宮中や元老院の保守派を操縦しようと企図した。伊藤にとって、柳原は政治的にも十分利用価値があった。伊藤は躊躇せず柳原に皇室典範の起草に参加するよう依頼した。伊藤は三条グループと柳原の関係をはじめとして、宮中や元老院を含めた保守派の動向を注視しつつ、立法作業を進めた。⁽¹¹⁰⁾

柳原の手になる「帝室法則綱要」の第一五条から第一七条には「太傳」に関する規定が設けられ、のちの「太傳之事」とともに卓越した内容であった。かねてより元老院の役割を重視してきた柳原らしく、元老院の決定により「太傳」を採用したフランスの先例に倣い、摂政は「太傳」を兼任できないとする規定は「帝室法則綱要」に盛り込まれた。のちに明治皇室典範もこの規定を採用した。⁽¹¹¹⁾

伊藤は柳原の能力を高く評価していながら、同人との距離を縮めようとはしなかった。その理由は、両者の間に「宮中と府中の別」をめぐる決定的な考え方の違いがあったからにほかならない。柳原は駐露公使時代に欧州の帝室制度について理解を深め、議会の動向や内閣の方針に左右されない自律性の高い皇室制度を構想した。こ

れに對して、伊藤は天皇に自由意思を認めることに慎重な立場であつた。⁽¹⁷²⁾

そうした相違を乗り越えて、伊藤が柳原を皇室典範の起草に起用したのは、両者の間に皇室の役割をめぐって共通の理解があつたからにはかならない。伊藤は日本においては、いつさいの権力を正当化し、あるいは否定しうる皇室の伝統の意義に着目した。こうした伊藤の理解は、王室による社会の融和・統合を説く柳原の主張と一致してゐた。⁽¹⁷³⁾

「皇室典則」の起草は、三条と伊藤の主導権争いの側面を有していた。すでにみたように、三条は内大臣に就任すると、ますます皇室法の起草に傾注するようになった。三条が山田顕義に草案を示し、親王宣下の必要性や皇后を出す家柄の範囲について意見を求めたのはその典型的な事例であつた。⁽¹⁷⁴⁾

『三条家文書』には「皇室典則」をめぐる多くの修正案が残され、しかもその多くが柳原の筆になることはすでに述べたとおりである。柳原の精巧な「皇室法則綱要」にふれた伊藤は、柳原の関与による宮中派の理論水準の上昇にも注意を払つた。⁽¹⁷⁵⁾

井上は頻繁に柳原と接触し、「皇室典則」の修正を試みた。明治一九年七月八日付の柳原書簡によつて、三条は伊藤の指導下で柳原と井上が準備作業を精力的に進めてゐることを知つた。柳原の卓越した「皇室法則綱要」にふれた伊藤は、宮中派を取り込むべく、柳原を皇室典範の起草者に起用した。⁽¹⁷⁶⁾

明治二〇年三月二〇日に伊藤の別邸で、高輪會議が開催されることになった。會議の開催に向けて、準備作業は井上・柳原間において急ピッチで進められた。起草作業を急ぐのには理由があつた。それは、皇統断絶の危機が切迫していたからにはかならない。明治の宮廷においても、明治天皇は三人の皇子と五人の皇女を授かつたが、その多くは夭折し、嘉仁親王（のちの大正天皇、柳原前光の妹愛子が生んだ子）と静子内親王があとに残された。⁽¹⁷⁷⁾

高輪會議において審議にかける「皇室法典再稿」がまとめられる際、柳原が三条側近で元老院議官の尾崎三良

や東久世通禧らに相談をもちかけたことは看過できない⁽¹⁷⁸⁾。さらに翌二〇年一月一二日の東久世の日記に、「柳原邸行。帝室典則相談。三条内大臣、土方顧問官同席。相談了、饗応乱舞」とあるのは注目に値しよう。三条に加え、元老院議員や宮中関係者など保守派の面々が相談に与っていた⁽¹⁷⁹⁾。

皇室典範起草の準備が軌道に乗るとまもなく、伊藤は孝明天皇二十年式に臨むため同年一月二五日に出立し、およそ一月の間、東京を留守にした。こうして伊藤の留守中、井上・柳原間で修正作業は精力的に進められた。井上は二月三日、柳原に「皇室憲典」を送り、協議・修正を相互に進める方針を確認した。尾崎三良の日記によれば、柳原は二月六日、自邸に尾崎のほか大給恒・花房直三郎・三浦安・渡辺洪基らを招き、「午後二時ヨリ皇室法典協議アリ」とある⁽¹⁸⁰⁾。

協議の内容に関する島氏の解釈を踏まえれば、柳原の皇室法典初稿の第一条「大日本皇位ハ恭シク天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之当ルコト天壤ト与ニ窮ナシ」を井上が削除し憲法に譲ったのに対し、協議では柳原から第一条の復活が要望された⁽¹⁸²⁾。

三月四日付で伊藤に宛てた書簡において、柳原は元老院改革が帝室の「安全」につながるとの見解を示した。それは、上述の同年三月二〇日に開かれる本格的な皇室典範起草のための高輪会議の半月前に当たっていた。柳原はこれに加えて「元老院改正案」を起草し、別紙として伊藤に提出した。かねてより柳原は、皇室制度の構築と元老院改革の関連性を重視し、これを同時に推進しようとした。柳原の考案したこの構想は政治的にも重要な意味をもつ⁽¹⁸³⁾。

柳原は「元老院改正案」において、「国会開設前に早く立法上院を強くし朝野の信憑を得せしむるは、深く帝室将来の安全を奉護し建国の体を保つ所以」とし、伊藤に検討を求めた。また、同「改正案」では、元老院議員の人選にふれ、「議長は参議の腐敗者、議員は老朽官吏の巢窟たる如き感を生ぜり」とし、「元来元老院の権限組

織は憲法の要点故、欽定元老院憲法御發行当然」としたうえで、元老院改革は焦眉の急であると進言した。⁽¹⁸⁴⁾

すでに繰り返し述べたように、伊藤は明治一三年一二月の立憲政体意見書において、元老院改革の必要性を表明していた。⁽¹⁸⁵⁾ それでも、柳原は折にふれ元老院の強化を唱えてきた。柳原は皇室制度の安定を目的に掲げることによって、「上院」すなわち元老院の改革を同時かつ一気呵成に前進させようとした。柳原や元老院議員らにとって、皇室典範の起草は元老院改革の絶好のチャンスでもあった。

かつて立憲政体を構想し国会論を展開したとき、伊藤は岩倉との政治的競合を通じて元老院改革の政治的妙味に気づいた。その経験がここでも活かしてきたことはまちがいないだろう。伊藤はこのとき「上院強化」の方策として、「華土族」から元老院議員を選出する案をすでに意見書に盛り込んでいた。意見書にみて取れるように、伊藤は一面保守派を周到に取り込むことを忘れなかった。⁽¹⁸⁶⁾

井上は二月二六日付で伊藤に宛てた書簡に、「台命ノ旨ニ依リ、皇室典範ト皇族条例トノ両部ニ分チ起草候、試ミニ奉呈覽候、右両用ニ分チ候事ハ、各国ニハ例ナキ事ト相見エ候ヘ共、簡繁各々其所ヲ得ル為ニ最良法ト奉存候」としたためた。一方、柳原は保守派の立場から、欧州の帝室制度を踏まえて「皇室典範」と「皇族条例」をあえて分離しようとしなかった。

やはり大宰相主義に立つ内閣職権の下では、たとえ欧州の帝室制度に精通する柳原や井上の意見であっても、伊藤がその気になれば両者の意向に反して自説を押し通すことはいとも容易であった。伊藤は、「皇族条例」を「皇室典範」から切り離すべく、柳原の案を一蹴することで、天皇を後ろ楯とする保守派を巧みに抑え込んだといつてよい。

井上は疑義ある点はヘルマン・ロエスレルと十分に協議を重ね、柳原も井上の修正案を入手し自邸に渡辺洪基、三浦安、大給恒、花房直三郎らを招いて綿密な検討を加えた。また修正案の協議には、ときに土方や西園寺も参

加した。柳原と井上の二人が緊密に連携しながら、互いに独断色を出すべく真剣かつ精力的に取り組んだことは、伊藤が期待したような水準の高い草案を得ることにつながった。⁽¹⁸⁷⁾

井上と柳原による修正の内容について、とりわけ注目されたのは次の二点であった。一つはすでにふれた「皇室法典初稿」の第一条「大日本国皇位ハ恭シク天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之ニ当ルコト天壤ト与ニ窮リナシ」の部分である。井上はこれを憲法に譲り草案から削除するよう求めたが、柳原は聞き入れなかった。そのため、この下りは柳原の再稿に再び登場する。

いま一つは天皇の讓位規定である。柳原が初稿に盛り込んだ讓位の規定には井上の賛同も得られた。しかし讓位の規定は、高輪會議において伊藤の強い反対により葬り去られる運命にあった。

高輪會議においては、皇室典範の審議に先立ち、柳原から伊藤に対して皇室法をめぐる基本事項に関して質疑が行われた。柳原は本質的な問題として皇室典範と皇族法の区別について取り上げた。柳原は、欧州では皇室典範と皇族法は一体化していると指摘した。これに対して、伊藤は両者を区別するというのは一歩進めた考え方であるとした。果して以上の議事をめぐり、「王室法ハ皇室典範ト皇族法ノ名称ヲ付シテ之ヲ分ツ事」と決した。⁽¹⁸⁸⁾

ついで皇室典範の発表手続について、議論が交わされた。それは皇室の政治からの自律性のみならず、天皇の政治への関与とも深く結びついていたからにはかならない。ロエスレルは、「君主ハ王室ノ家長トシテ其家法ヲ定ムルニハ、敢テ宰相ノ輔翼ヲ要セス」とした。柳原がこのロエスレルの学説を踏まえて提起した質疑は、重要な意味を有していた。すなわち柳原は、「王室ノ家長」たる天皇が「家法」である皇室典範の制定権を有するのは当然と考えたのである。

天皇が家長権に基づき皇族を統制（「監督」）することによって、はじめて天皇・皇室の自律性が保たれる。それにより、皇室の政治からの独立性も確保しうる。柳原はロエスレルに導かれながら、皇室典範の制定に「敢テ

宰相ノ輔翼ヲ要セス」との考えを示した。皇室典範は結局のところ、憲法とは大きく異なり、發布されないことに決した。伊藤にしても、天皇の皇室典範制定権は認めざるを得なかった。しかし伊藤としては、総理大臣の副署があるからといって、直ちに皇室典範を議会の審議に委ねることだけでは何としても避けたかった⁽¹⁸⁹⁾。

もしも井上の発言のように、「王室法」も官報に掲載することで効力を発するということになれば、皇室の政治からの独立性を保持することは難しくなったであろう。ここでも「大宰相」である伊藤の意向が通り、明治皇室典範は官報に掲載されない「皇室の家法」として議会の干渉を免れることになった⁽¹⁹⁰⁾。

天皇の譲位の可否もここでの大きな争点となった。譲位を是認するということは皇位継承に天皇の意思が働くことを意味し、天皇が主導性を発揮しうる反面、天皇がつねに政治利用される危険も孕んでいた。柳原は皇室典範第一二条案として、「天皇ハ終身大位ニ当ル、但シ精神又ハ身体ニ於テ不治ノ重患アル時ハ元老院ニ諮詢シ、皇位継承ノ順序ニ依リ其位ヲ譲ルコトヲ得」と提起したが、伊藤はこれに反対し削除を求めた。伊藤は譲位を真っ向から否認したのである。

かくして、めぼしい柳原案は伊藤により退けられた。伊藤は立憲制の樹立をめざして天皇とのパーソナルな関係維持には腐心したものの、宮中派を含め保守派の要求は拒絶した。しかし伊藤も柳原も同様に、皇室の存在意義を踏まえて真剣に論戦したため、両者の間に派閥次元の悪しき確執が生じることはなかった。その後の両者の関係がそれを物語っていると言えよう。

このとき、宮中・府中の関係が新たな局面を迎えようとしていた。皇室典範の大綱が定まる過程において、宮中や元老院を基盤とする保守派は政治的後退を余儀なくされた。一方、内閣制度創設以降、伊藤は主導権争いに勝利をおさめることになった。

五、皇室制度・元老院改革をめぐる三条派の挑戦

皇室典範の起草過程において、宮中や元老院の保守派が多額の関心を寄せたのは、皇室の重要事項に元老院が如何に関与しうるかであった。すでに注意を喚起したように、高輪会議の開催が迫っていた明治二〇年三月四日付の伊藤宛ての書簡において、柳原は「国会開設前に早く立法上院を強くし朝野の信憑を得せしむるは、深く皇室将来の安全を奉護し建国の体を保つ所以」として、国会開設までに元老院の強化が皇室の「安全」に不可欠との見解を示していた。⁽¹⁹⁾

柳原は皇室制度を規定する皇室法の起草に際して、元老院の改革を伊藤に迫ろうと決意していた。皇室典範の起草過程において、柳原は尾崎ら元老院議員と協議のうえ、元老院改革を政府に運動する方針を確認した。同年一月二七日の尾崎の日記には、「柳原ヨリ書面来ル。皇室法典相談会来月六日同氏邸ニテ催スルニ付参会スベキ旨照会アリ」とみえ、二月六日の同日記には「午後柳原ヲ訪。兼テノ招請ニ依ル。本日会スルモノ大給（恒・元老院議員兼賞勲局副総裁）、花房（義質・特命全権公使兼伏見宮別当）、三浦、渡辺洪基（帝国大学総長）等。午後二時ヨリ皇室法典協議アリ」、そこで「第一 日本帝国皇位ハ天祖ノ詔ニ則リ天壤ト極ナシ」云々を入れるか否か（井上毅と柳原で見解の相違）、「第二 太上天皇ノ号廃否。天皇ノ不能力ノ時ハ太子ニ讓位スベキヤ否ノ事。摂政参議ヲ置クベキヤ否ノ事。太傳ノ事。皇室組織之事」が議論された。⁽²⁰⁾

上述のように、柳原は元老院の人事体制を「人選実権陵夷し、当今其極に達し、議長は参議の腐敗者、議員は老朽官吏の巢窟」として、体制の刷新を主張した。柳原はまた同年末、伊藤宛の書簡において、「元老院は去明治十三年大木、有栖川宮に代りし以来、人選権力大に衰へ今や腐敗の極に達し」として、くり返し元老院の問題点を指摘した。⁽²¹⁾

このように、柳原らが伊藤に熱心に元老院改革を要望したのは、そもそも伊藤が明治一三年一二月の立憲政体意見書において、元老院改革に積極姿勢を示したことに起因する。伊藤は同意見書において、元老院が「帝室ヲ扶持シ旧物ヲ保守スル所以」を説き、「漸進ノ道ニ由リ以テ時變ヲ制」することに期待を寄せた。⁽¹⁹⁴⁾

すでにふれたように、伊藤は同意見書において「元老院ヲ更張シ元老議官ヲ華士族ニ選フ」ことに言及し、「永遠王室ノ輔翼タラシム」よう主張した。そこで伊藤は士族の動向にふれ、「士類ノ怨気團結スルトキハ以テ朝野ヲ疎隔シテ王化ヲ雍塞スルニ足ル。今日士族ノ向背ハ已ニ王家ニ純ナラズ」との懸念を述べた。伊藤はこうした「朝野ノ疎隔」を国会が開設されるまでに、元老院の改革によって防止する考えを表明した。⁽¹⁹⁵⁾

これに対して、中正党の結成を通じて宮中や元老院の保守派を糾合した佐佐木や元田らは、「議官ヲ公選ノ事ハ尤モ不可然」とした。さらに、佐佐木は「欧米各国ニテモ上院ノ議員ハ公選ハ希ナル由」として、議官公選論に反対の姿勢を示した。⁽¹⁹⁶⁾ また宮中派も、伊藤の議官公選論に不信感を抱いていた。一方、伊藤の議官公選論について、岩倉が「確乎タル定論無之」とし、三条、有栖川両大臣も態度を決めかねており、実現の見通しは立っていないかった。

もはや明治一四年政変頃までに、宮中や元老院の保守派と政府主流派との争点は主として元老院改革に集約されていった。しかし中正党の結成にみてとれるように、保守派の地下水脈は思いのほか多様化していた。すでに述べたように、同党の中核であった佐佐木は明治一四年九月九日、三条に対し民権派が「開拓使官有物払下ゲ一條ヲ以テ、連城ノ奇寶ヲ得タル如ク、之ヲ翻弄」しているとして、民権派を利用して政府主流派を牽制する手法をくり返した。⁽¹⁹⁷⁾

同党に参画した谷干城ら武官派も、金子堅太郎を中心とする大蔵省、司法省、文部省の少壮官僚らも、同党の主要な目標である元老院の強化を主張した。そのため、元老院議官派が同党の中核を占めるようになっていた。⁽¹⁹⁸⁾

その後、皇室典範の起草、なかでも明治二〇年三月の高輪會議に間接的ながら柳原を通じて関与した土方、東久世ら保守派の面々は、皇室典範の起草を契機に元老院改革を前進させようと企図した。彼らは柳原と同様に、三条の側近であった。こうした保守派の面々は、柳原を通じて皇室典範起草の議論に関与し、高輪會議の審議において元老院を重要な皇室案件の諮詢機関に位置づけようとした。

柳原はまた、同會議で皇位継承の順序変更について、「皇嗣精神又ハ身体ノ不治ノ重患又ハ重大ノ事故アルトキ、継承ノ順序ヲ換フル為ニ要スヘキ諮詢ノ方法ハ、(中略)上院即チ元老院ニ之ヲ下問セラルルヲ便トス」と主張した。柳原は徹底して、伊藤に対し強く元老院の改革を訴えたのである。⁽¹⁹⁹⁾

柳原の主張に対して、伊藤は元老院の政治的性格を踏まえ、皇室と「政治上ノ組織」を峻別すべきとして、「元老院ニ諮詢スルカ如キハ事理ニ当ラズ」と応じた。伊藤は「元老院ハ政治上ノ組織ニナル一個ノ集合体」と捉え、元老院の政治的性格を指摘した。確かに明治初期から、元老院は土佐派や保守派の政治的拠点であった。

そのため伊藤は、皇位継承等について元老院に諮詢することは、「王室ト政治上ノ分界ヲ混一スルニ至ラン」と考えたのである。⁽²⁰⁰⁾

すでに述べたように、元老院議官の佐佐木を待補に登用するに際し、宮中と元老院双方からの推挙もあり、佐佐木には宮中と元老院を架橋する役割が期待された。佐佐木起用の背景には、天皇の君徳輔導とともに有司専制批判という視点が秘められていた。⁽²⁰¹⁾ 佐佐木とともに元老院と宮中のパイプ役を担ったのは、公家出身で元老院議官の柳原前光であった。柳原は明治一年と早い段階から、元田ら待補らの天皇輔導体制についての「議ニ預リ候テ、宮中君側改革」に関与していた。⁽²⁰²⁾

また、元老院において明治一年一月、郷里高知など地方の政情不安を知悉した佐佐木は、地方官會議の「章程規則」の制定を大久保内務卿に訴え、柳原と連携して立法化を進めた。これに対して伊藤は、消極論を唱えた。⁽²⁰³⁾

政府主流派は、こうした保守派が民権派と連携して藩閥政府を批判することをいたく警戒した。そのため、こうした動きはその分薩長両派の対立を抑制すべく作用した。岩倉・伊藤らは三条邸に参集し、一致団結を確認した。⁽²⁰⁴⁾

さらに明治一四年、中正党に参画した谷ら武官派も佐佐木らに合流するにあたり、「今日政府の組織頗る其の大体を失ふ(中略)請ふ速に元老院に立法の大権を委し、陛下親臨して法令を議せしめ、其決する所に由つて之を親裁し、以て之を内閣に付し施行せしむるの制に改めたまはんことを」と建白した。伊藤ら政府主流派からもこうした主張が保守派の立場と受け止められ、伊藤の元老院像を形成するうえで寄与していたとみられる。⁽²⁰⁵⁾

のちに高輪会議では井上の提案によって、柳原案をたたき台として審議が進められた。とはいえ、讓位の規定や皇族令の位置づけといった論点をめぐり、柳原案がすんなりと採用されたわけではなかった。それはとりもおさず、伊藤が保守派寄りの柳原の意見を容認しなかったからにはほかならない。伊藤は柳原を皇室典範の起草メンバーとして参加させることにより、形のうえで宮中や元老院に影響力を有する保守派への配慮を示したが、伊藤が保守派の意向を迎えて妥協するつもりはなかった。⁽²⁰⁶⁾

上述のように、伊藤は明治一三年一二月、立憲政体意見書を提出して元老院改革を提起した。そのため柳原や元老院議官らにとつて、皇室典範の起草は元老院改革を前進させる好機到来と映った。しかし伊藤は柳原を巧妙に利用することによって、保守派に一面秋波を送つたにすぎないと言えるかもしれない。

明治一五年のウィーンにおける伊藤とシュタインの「邂逅」を「膳立」した柳原の外交経験は、伊藤と柳原双方に特別の印象を与えたとしても不思議ではない。伊藤は憲法調査で訪れた欧州の地で柳原と頻繁に会談し、⁽²⁰⁷⁾「第二元老院改革、第二帝室制度」を挙げて改革意欲を示していた。

明治一八年末、強力な内閣職権に裏打ちされた首相に就任した伊藤ではあったが、高輪会議で柳原を通じ宮中や元老院の保守派の牽制を企図したものの、その行く手には不透明感が漂いはじめた。条約改正に向けて欧化政

策を急いだ伊藤内閣は、各方面からの容赦ない抵抗に遭遇することになった。

尾崎三良は柳原駐露公使配下の一等書記官であったが、帰国後明治一八年に元老院議員となった。尾崎は保守派で三条側近の立場から、伊藤や井上馨の欧化政策や条約改正交渉に反発していた。もともと三条に近い尾崎は、三条を政權中枢から排除した伊藤の体制改革には批判的であった。

伊藤の体制改革の最大の成果である内閣制度の発足からおおよそ一年が過ぎた。明治二〇年一月、尾崎は同年三月の高輪會議に対応すべく「皇室典範のことに付き東久世伯、柳原伯と数々相談会」を開いた。尾崎や柳原と同様に、東久世も明治一五年以来元老院副議長を務め、元老院の保守派を先導した。⁽²⁰⁸⁾

上述したように、三条は同年三月下旬、長きにわたり太政大臣として使用した永田町の官邸から「殆んど立退きを迫ると云ふ情態」にまで追い詰められ、当然三条の側近らは伊藤に反感を募らせていた。しかし尾崎、東久世、土方らが内大臣辞職など反転攻勢を進言しても、当の三条は重い腰をあげようとしなかった。⁽²⁰⁹⁾ その後も宮中派は、元老院の保守派と連携し、三条邸に参会して宮中改革等をめざし引き続き運動した。宮中派の面々は、伊藤の強力な宮中介入から天皇を守ろうと結束した。⁽²¹⁰⁾

一方、伊藤の政治主導は行き詰まりをみせていた。伊藤と盟友の井上外相による条約改正に向けた欧化政策は、各方面からの反発に遭遇していた。伊藤の首相と宮内大臣との兼務は、首相自らがいう「宮中府中の別」に反するとの批判を浴びた。これをかわすため同月二十九日、伊藤は辞表の奉呈に及んだ。

しかしながら、伊藤内閣を取り巻く情勢はなかなか改善されなかった。伊藤は条約改正反対運動にとどまらず、板垣退助の辞爵問題などに直面し前途多難であった。「門閥打破を主張し来りし」板垣の授爵拝辞は、三条内大臣ら各方面との調整に追われるなど、伊藤にとって迷惑千万な難題に発展した。⁽²¹¹⁾

条約改正問題を進展させるために、政府主流派は外聞もなく外国人判事の任用というカードまで切るようにな

った。これに対して、宮中や元老院の保守派は強く反発した。土方、東久世、清岡公張らは三条邸に集まり、政府の対応を「容易ならざる国辱」として厳しく追及すべきとの意見で一致した。⁽²¹²⁾

また同日、「条約改正条款ノ不可ナルヲ論ジ、土方ハ宮中顧問官一致協合シテ之ニ当ラン事ヲ決シ、予(尾崎―筆者)等正面ヨリ伊藤伯ニ面シ其不可ヲ痛論セン事ヲ決ス。先東久世伯一人伊伯ニ面シ其虚実ヲ質シ、然ル後大二運動セントス」と、宮中と元老院の保守派は強く政府の外交姿勢に反発した。⁽²¹³⁾

元老院においては尾崎や東久世が、また宮中では土方らが反政府運動を展開させた。まもなくこうした運動に柳原も参加し、三条邸で毎月「十一日会」の開催が申し合わされた。七月一日の例会には、三条、柳原、土方、東久世、清岡、尾崎の六名が出席し、「条約改正に反対する手段を講究」した。⁽²¹⁴⁾

かくして反対世論も盛り上がりを見せ、保守派で農商務大臣の谷干城が辞表とともに反対意見書を提出した。閣内からの谷の造反は伊藤内閣を震撼させ、伊藤はやむなく条約改正交渉の中止を決定した。⁽²¹⁵⁾ 伊藤は谷の後任に土方を充てようとしたが、保守派の納得は得られなかった。

伊藤の後任として土方を宮内大臣に横滑りさせ、農商務相に黒田清隆を充てた。井上を更迭し、伊藤が外相を兼務した。条約改正をめぐる伊藤の対応は無責任であるとの厳しい非難を浴びた。果たして、憲法や皇室典範の起草についても不透明感を拭いきれなかった。反対運動のなかに土方ら宮中派が参加していたことは、その後ろ盾である天皇が未だ立憲君主となっていないことを考慮すれば、伊藤にとって大きな不安材料であった。⁽²¹⁶⁾

一方、宮中派も、伊藤が宮相を長く兼務していることをもって、伊藤の主張である「宮中府中の別を紊る」と批判した。伊藤は宮相の後任をめぐって三条と協議した。しかし元田ら宮中派の間では、かねてわが国体に照らし宮中府中一体論が尊重されてきたからそれは問題なく、むしろ徳望のない伊藤が宮相であることを問題視した。これに対し天皇は、「尚ほ深く公を信任し給ひ、皇室典範の制定、皇室財産の設定を始めとし、宮中百般の事改

革を要するもの猶ほ多々あり」として、伊藤の留任を求めたともいわれるが、どうであろうか。⁽²¹⁷⁾これ以降も、宮中と元老院の保守派は政治運動を続けた。

このグループは三条邸などで頻繁に会合の機会をもったことから、「三条派」ともよばれた。その最大の目標は、伊藤ら政府主流派を牽制して、宮中・元老院の保守派の要望を政府の政策決定に反映させることにあった。

伊藤は天皇を後ろ盾とする宮中派の拡大を警戒し、宮中の重鎮、元田に協力を要請した。伊藤にとつて、毎月一日の例会で保守派の面々と協議を重ねる柳原は、宮中や元老院の動向を把握するうえで得難い存在であった。したがって、伊藤は高輪会議以降も、柳原を皇室典範の起草に積極的に起用した。⁽²¹⁸⁾

明治二〇年五月から、伊藤は夏島での憲法起草に軸足を移し、翌二一年三月、再び皇室典範の検討を進めた。

井上は柳原の修正案にロエスレルの意見を加え、柳原の提案で寺島宗則にも草案の提出を求めた。これを伊藤と井上は同年三月二五日、夏島で検討した。⁽²¹⁹⁾

同年四月、井上が作成した「枢密院御諮詢案」が宮内大臣や内大臣らに回覧された。尾崎の日記によれば、その頃、件の一日会が開催され、三条内大臣、土方宮内大臣、柳原、清岡らが集まり、皇室典範をめぐる議論が交わされた。同年五月一九日付の尾崎の日記にも、「午后三条公二至ル。皇室典範内会議アリ。土方、東久世、

柳原、清岡等列席」とみえる。⁽²²⁰⁾

柳原は皇室典範の完成に向け、「宮中と府中の別」という原則に立つて、宮中と府中の関係を調整する役割を果たしていた。柳原は前年の秋頃から、立憲制樹立をめぐり「大宰相」伊藤の構想を質していた。明治二〇年一月二五日付の伊藤宛の書簡においても、柳原は「将来施設の高案拝聴仕度」としつつ、「国会未立して国会猶立、憲法未定して憲法猶定の方喬に於漸憲法政治慣れしめ（中略）深く帝室人民の安全を図り危道に陥らざる様渴望」と元老院の重要性を滲ませた。⁽²²¹⁾

柳原は諸案件を議論するため、官邸での面会を伊藤に申し入れた。さらに柳原は同年一二月三〇日、伊藤に書簡を宛て、別紙として「内密懇願書」を封入した。柳原はそこで覚悟のうえ元老院や宮中顧問官について提言し、それが「皇室諸制度起草又は諮詢あるに際し」有益なことを重ねて提言した。⁽²²⁾

翌二一年五月一九日、いよいよ皇室典範を枢密院會議に付託するとの報に接した柳原は、伊藤に「実以隔靴懸念不少」と伝え面会を希望した。同月二日に柳原と尾崎が、「皇室典範談合アリ」とみえるように、伊藤と保守派との折衝はなおも続いていた。⁽²³⁾

東久世の日記によれば、熾仁親王邸に貞愛・能久の両親王や三条、柳原らが参集し、皇室典範が検討された。枢密院會議に先立ち、検討会はその翌日も開かれ、柳原が伊藤に送付した「欽定皇室典範」をめぐって議論された。皇室典範の起草はすでに高輪會議で進展していたが、宮中派などへの周到な根回しが続行された。⁽²⁴⁾ なおも皇族・公家ら宮中関係者への広範な支持調達が必要とされたのであろう。

天皇は五月二五日、自ら枢密院に臨御すると、皇室典範が諮詢された。伊藤議長、寺島副議長の下、三条・元田・吉井・東久世・佐佐木・土方ら保守派も枢密顧問官として顔を揃えた。保守派は土方宮内大臣の枢密顧問官起用にこだわり、三条は五月八日、伊藤に念を押す書簡を送った。また、宮内省に帝室制度取調局が設置され、取調委員長に柳原、委員に尾崎が任命されるなど、さらに保守派への配慮が加えられた。⁽²⁵⁾

枢密院會議での審議に先立ち、伊藤と井上毅の間には深刻な対立が生じていた。憲法制定の過程において、天皇と内閣の関係をめぐる両者の見解の相違は予め想定されていたとはいえ、対立はここで一挙に表面化した。井上が憲法と皇室典範の成立の鍵を握っていただけに、事態は予断を許さなかった。⁽²⁶⁾ こうした難題も、伊藤をして保守派との妥協の一因となった。

それだけではなく、憲法の構想をめぐる伊藤と井上の考え方の違いが表面化した。伊藤の主導下に明治二〇年

八月、総理秘書官の伊東を中心に憲法修正案、いわゆる夏島草案がまとめられた。しかもこれに対し井上が提起した逐条意見は、両者の見解の相違をより一層浮き彫りにした。⁽²⁷⁾

天皇と内閣の関係をめぐる両者の対立は、「宮中府中の別」とも密接に関連していた。立憲君主国の憲法には多くの場合、君主が政治的判断を下さない原則が謳われていた。草案の検討過程で伊藤は、天皇が大政を総攬するにあたり「諸大臣ノ輔弼」を必要とした。⁽²⁸⁾

夏島草案では、「行政権ハ帝国内閣ニ於テ之ヲ統一ス」と謳った。あくまで行政権の主体は内閣にあるとされた。かかる規定はそれに先立つ井上の甲案や乙案、ロエスレル案のいずれにもみえず、のちに伊藤により加筆されたものであった。伊藤は、天皇が政治を恣意的に動かすことなく、内閣が政治にあたるべきと考えた。⁽²⁹⁾

明治憲法体制下の天皇と政府の関係を考究するとき、「宮中府中の別」に沿って天皇の政治介入に否定的な見地に立てば、大臣の輔弼は積極的に受け入れられねばならない。その後、皇室典範が成功裡に成立したのは、明治憲法の制定が成就したと同様の要因が作用していたと考えられる。そこで以下においては、伊藤が如何に保守派の支持調達に腐心したかに着目する。

枢密院会議における憲法と皇室典範の審議に先立ち、伊藤は皇室典範の草案や関係法規の調査のため、宮内省に帝室制度取調局を設置した。同局の取調委員長には賞勲局総裁の柳原が充てられた。柳原は五月二四日付で伊藤に書簡を宛て、皇位継承をめぐる争議を避け、皇室財産が議会の干渉を受けないよう配慮した経緯などについてふりかえった。⁽³⁰⁾

伊藤は「天皇」を「立憲君主」として制度化しようとした。天皇の伊藤への信頼は揺らがなかった。天皇は欠かさず枢密院会議に出席し、皇族の計報にも身じろぎもせず審議に集中した。そのため伊藤は民権派だけでなく、保守派の動きにも注意を払うことができた。伊藤はとりわけ天皇に影響力をもつ宮中派に配慮すべく、柳原や元

田を通じて皇室典範への支持調達に腐心した。

一方、保守派も皇室典範の起草をめぐり、一日会を頻繁に開催した。尾崎の日記によれば、明治二十一年一月一日午前、元老院に出仕した尾崎は午後、官邸で土方宮相に会い、そのあと三条邸での一日会に出席した。この日の例会には、三条内大臣と尾崎のほか、東久世元老院副議長、柳原、清岡らが参加した。⁽²¹⁾

引き続き二月以降も、毎月一日会が開かれた。多くは三条邸で開かれたが、四月の例会は柳原邸で開催され、土方、東久世、清岡らが出席した。五月の例会は三条邸で開かれ、枢密院会議を前に、枢密顧問官となった東久世をはじめ柳原、清岡らが顔を揃えた。⁽²²⁾

同年五月三十一日、尾崎は柳原とともに帝室制度取調局に配属された。東久世は枢密顧問官専任となり、元老院副議長の後任には柳原が充てられた。伊藤内閣は、宮中や元老院の保守派に手厚い配慮を加えることによって、枢密院会議における皇室典範の審議を円滑に進めようとした。

かくして、明治皇室典範は翌二二年二月に成立した。起草過程において、伊藤は柳原らを通じて宮中と元老院の保守派を巧みに取り込み、あるいは賢明な妥協を重ね肅々と事を進めた。伊藤がしだいに天皇の信任を得るとともに、主導権を握ったことはまちがいない。それでも宮中と元老院の保守派は三条や三条派を媒介として、終始伊藤ら主流派にとって無視しえない政治的影響力を陰に陽に行使した。

おわりに

第一章でみたように、宮中や元老院において保守派が台頭した背景としては、西南戦争や紀尾井坂の変により君徳輔導をはじめ天皇親政を支えてきた維新の三傑がこの世を去ったことが大きい。元田が中心となって政府中

枢に働きかけた結果、宮中に侍補職が設けられ、明治一年までに佐佐木ら保守派が宮中入りした。佐佐木の起用を働きかけたのは、君徳輔導をめざす吉井友実ら侍補グループと薩長藩閥による有司専制を批判する河野敏鎌ら元老院の保守派であった。

佐佐木ら侍補グループは、政府主流派に「宮中府中一体」の天皇親裁体制の構築を要求した。佐佐木は侍補が天皇親政を支えるための権限強化など宮中改革（「内庭ノ改革」）を働きかけた。一方、柳原前光ら元老院議員は「国憲按」起草に取り組み、その一部を佐佐木らに内閣させ、宮中・元老院の保守派の連携、問題意識の共有をめざした。

佐佐木はまた、土方久元や中村弘毅らとともに、出身地高知に帰郷し、中立社を通じて政情を注視して民情安定に配慮し、その情報を天皇にも上奏して、天皇の社会的役割の自覚を促した。その後、元老院議員から駐露公使に転出した柳原も、天皇・皇室の重要な役割を民情の安定に求め、急進的な民権論が社会の分断をもたらしかねないとして、社会の帝室（皇室）による調和・統合を伊藤らに指摘した。

第二章では、皇室法に対する考え方の異なる岩倉と伊藤の政治指導下にあつて、宮中や元老院の保守派は如何に運動したかに注目した。岩倉は民権派に対抗し国体を尊重するうえから、皇室法を憲法から分離することに固執し、伊藤は憲法と皇室法を一体化しようとした。明治一年頃、岩倉が国体や君権について法整備を急いだのは、佐佐木ら侍補が天皇親政運動の一環として宮中改革を唱えていたからである。侍補らの要求はいずれも正当性を有するだけに、岩倉は侍補職廃止に伴い皇室・宮中の法整備を迫られた。

一方、佐佐木ら保守派は伊藤の参議・省卿分離改革に批判的であつた。この伊藤による改革は「集権」に帰結するとして、天皇も宮中派も納得しなかった。また佐佐木は、柳原の露国見送りの帰路、汽車中において情報通の河野と外債募集の件につき情報を交換した。岩倉も事態の収拾に手間取り、佐佐木は外債不可の立場から旧侍

補ら保守派を結集し、天皇の威信を立てるべく叡慮が貫徹するよう運動した。

伊藤による政府組織の改革に対して、佐佐木ら保守派は元老院改革をさらに推し進めようとした。佐佐木・元田ら宮中派は尾崎三良・柳原ら元老院議員経験者とも連携し、元老院の権限強化をめざした。のちに憲法調査のため渡欧した伊藤は、現地において柳原の帝室制度や皇室の藩屏たる元老院の改革に一定の理解を示した。しかしこうした伊藤の保守派への共鳴には、保守派の支持をとりつけ、国会論の主導権を掌握するという政治的意図が働いていた。

第三章では、宮中や元老院の保守派が薩長藩閥に立脚した政府主流派を有司専制と批判する一方で、急進的民権運動への警戒感を天皇に伝えていたことに注目した。保守派は明治一四年の政変に至る政治過程においても、政府主流派の政策決定に不断の影響力を与えた。それは天皇親政運動の延長線上にあつて、天皇の信任を政治資源として進められた。

北海道開拓使官有物払下げ事件をめぐることは、土方がまず情報収集に奔走し、佐佐木ら宮中・元老院の保守派が大隈の急進論や民権派との結託にも警戒を促した。佐佐木と同じ土佐藩出身の中村も同様の立場から、東久世・有栖川宮に働きかけた。また、元老院議員の河田景与や元老院権大書記官の早川勇らも開拓使一件不可の方向で結束を固めた。

そうするうちに、政府主流派は大隈の急進論がより危険であると判断し、伊藤らは黒田と妥協する道を選んだ。保守派の意向はさらに谷ら武官派、三好退蔵ら少壮官僚派にも拡大し、元老院の権限強化など政府の組織改革を主張するグループも登場した。これに加え、華族らも建白の動きをみせ、岩倉・三条も危機感を募らせた。政府改革については、伊藤と佐佐木が調整を試みたが、諸省卿に充分責任を分担させること以外は前進しなかった。

第四章では、立憲制導入に向けた体制整備に与えた保守派の政治的影響力に注目した。こうした時代の要請に

より、外交力強化に向けた在外公館のサポート機能の充実が図られた。駐露公使の柳原も、体調を理由に政府上層部に帰朝を懇願したが、伊藤らの憲法調査も予定され、要望は聞き届けられなかった。

そこでやむなく柳原は、岩倉や宮中・元老院の保守派に対して、早期に日本の皇室制度を創設するよう促した。また、憲法調査のため渡欧してきた伊藤らに対して、柳原は「仁愛君民親睦ノ活機」という面からオーストリアの帝室制度の採用を助言した。

帰国後、伊藤は巧みな宮中改革、内閣制度の創設に奔走し、立憲制導入への道を大きく切り開いた。伊藤は天皇をはじめ元田ら宮中派と粘り強く交渉し、丁寧に調整を重ねた。これまでの研究でも取り上げたように、保守派の影響力を示す動きとしては、皇室典範の起草において柳原を高輪会議に参加させ、同人を通じて三条側近の元老院議員、尾崎や東久世らの意向を迎えたことがあげられる。

立憲制導入に向けて体制整備を進める伊藤は、内閣職権に裏打ちされた強力な首相となった。一方、宮中や元老院の保守派は国会開設に先立ち、元老院の強化により皇室の「安全」を確保するよう伊藤にくり返し求めた。

第五章では、皇室典範起草の最終段階において、柳原を通じ保守派が如何に巻き返しを図ったかをふり返った。柳原は尾崎ら元老院議員と「皇室法典相談会」を開き、大給恒、花房義質らの参加を得て、元老院改革を伊藤に迫った。柳原は保守派の意向を体し、高輪会議の審議において元老院を重要な皇室案件の諮詢機関に格上げしようとした。

一方、土方ら宮中派は、元老院の保守派と連携しつつ、内大臣三条邸に参集して伊藤の宮中介入を抑止し、天皇輔導の道を追求めた。伊藤・井上が条約改正のための過度な欧化政策を採ろうとしたため、元老院の尾崎・東久世、宮中の土方らは三条邸で「十一日会」を開催して反政府運動を進めた。皇室典範が枢密院会議に付託されることになったため、同会合でも皇室典範について取り上げられ、柳原は元老院や宮中顧問官について保守派の

見解をまとめ、伊藤に提示した。枢密院会議における憲法と皇室典範の審議に際して、伊藤ら政府主流派は議事を円満に進めるため、保守派の枢密顧問官起用など保守派の支持調達に多大の配慮を加えた。

以上のように、一八八〇年代以降の長期にわたる保守派の研究を整理し、新たな史料を加えたうえで、改めて時系列に宮中や元老院の保守派の政治的影響力を考察した。もちろんこの政治勢力の影響力は、薩長藩閥を中核とする政府主流派と保守派それぞれが置かれた政治情勢の変化により左右された。

保守派の政治運動が最初に活発化したのは、明治一〇年代初頭の元田・佐佐木ら侍補の天皇親政運動であった。君徳輔導に熱心な木戸や西郷がこの世を去ると、侍補らを統率する政治的力量をもつ元老院議員、佐佐木の宮中入りがめざされ、その人選には有司専制批判の立場から河野らの後押しがあったとされる。

佐佐木や河野は土佐藩出身であり、元老院は土佐派の政治的拠点であった。すなわち元老院は政府非主流派の拠点でもあったことになる。元老院はまた、地方行政に関心を寄せ、地方官経験者を受け入れた。そうした視点から、佐佐木は郷里高知の政情不安、急進的な立志社の台頭を注視するため、帰郷のうえ中立社を支援し、民情安定に腐心した。宮中入りを果してのち、佐佐木はこうした民情安定の重要性を天皇に上奏した。

それは君徳培養の一環であり、天皇の社会的役割を自覚させる政治教育の根幹をなしていた。その後、明治一五年に憲法調査のため渡欧した伊藤は、ウィーンで元老院議員官から駐露公使に転じた柳原と面談した。柳原はなお「旧不平士族層」の急進化による「朝野ノ疎隔」を懸念する伊藤に対して、オーストリアの帝室が社会の分断を調和・統合する社会的役割を果していると入説した。

ついで、皇室法の起草をめぐり岩倉と伊藤・三条が異なる立場を鮮明にすると、保守派は皇室法を憲法から分離する岩倉と同様の考え方に立った。伊藤の政府改革についても、宮中派は見解を異にし、しだいに保守派は運動の目標を元老院改革に収斂させていった。元老院議員派はもちろんのこと、中正党に結集した谷ら武官派や金

子ら少壮官僚派は、元老院を皇室の「藩屏」とみる佐佐木らの見解に共鳴していたとみられる。

伊藤は一三年末の立憲政体意見書において元老院改革を提起したが、それは保守派の意見とは必ずしも一致しなかった。また、長井純市氏の研究によれば、伊藤は一五年に憲法調査のため渡欧した際に柳原と懇談し、そこで喫緊の課題として「元老院改革」が俎上にのぼり、これと密接に関連する「皇室制度」が議題となった。柳原の話に対して、伊藤の感触はよかったと柳原は受けとめた。

元老院改革については、すでに大木・佐佐木の元老院正副議長会談において、検視制度などの取り扱いが話し合われた。伊藤と佐佐木の間においても、元老院改革は政府改革の一環として協議されたが、ほとんど進捗をみなかった。

皇室典範の起草が本格化した高輪会議において、保守派は柳原を通じて影響力を行使するべく、尾崎ら元老院議員らと「皇室法典相談会」を開き、元老院を皇室案件の諮詢機関にするよう伊藤に働きかけた。伊藤ら政府主流派が条約改正に向けて欧化政策を遂行するようになると、三条派を中心に「十一日会」が招集され、保守派は欧化政策に対し反対運動を展開した。

しだいに明治天皇の信任を取りつけた伊藤は、皇室典範を枢密院会議に付託したが、三条・元田・吉井・東久世・佐佐木・土方ら保守派との妥協を念頭に、三条派を中心に多くの保守派を枢密顧問官に任命した。また、宮内省に帝室制度取調局が設置されると、委員長に柳原、委員に尾崎が起用された。条約改正に向けた欧化政策がもたらした危機を振り返り、伊藤は形式上こうした保守派との妥協に踏み切った。

伊藤は、保守派が主張していた「宮中府中一体」については決して認めようとせず、元老院改革についても正面から検討しようとしなかった。よって、保守派の要求は伊藤によって実質的に受け入れられたとは言えないであろう。政府主流派にとって、宮中・元老院の保守派の政治的影響力は限定的であった。

とはいえ、上述のように、外国人判事の任用など欧化政策が多大な反発を招き、倒閣など政治情勢が流動化すると、保守派との妥協の幅もそれだけ広がった。

- (1) 小林宏・島善高編著『日本立法資料全集16明治皇室典範(上)』信山社、一九九六年、一六頁以下。
- (2) 『保古飛呂比』八、二七六頁。
- (3) 拙著『明治国家と官僚制』芦書房、一九九一年、第三章、拙著『天皇親政』中央公論社、一九九五年、第5章・第6章、拙著『天皇・皇室制度の研究』慶應義塾大学法学研究会、二〇二三年、第I部第二章、第II部第二章、拙著『皇室典範』中央公論新社、二〇二五年、第一章、参照。
- (4) 『元田永孚文書』第一卷、元田文書研究会、一二三頁～一二四頁。
- (5) 『明治聖上と臣高行』、三七八頁～三七九頁。
- (6) 『明治天皇及び大臣参議に関する聞書』、拙著『明治国家と官僚制』、一一五頁。
- (7) 『伊藤博文関係文書』三、七七頁。
- (8) 『還暦之記』『元田永孚文書』一、一六八頁。
- (9) 『保古飛呂比』八、七八頁～七九頁。
- (10) 同前。
- (11) 『保古飛呂比』八、七七頁。
- (12) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一一八頁～一一九頁。
- (13) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』。
- (14) 東京都立大学図書館所蔵『土方久元日記』。
- (15) 『保古飛呂比』八、八一頁以下、『伊藤博文伝』中巻、一四四頁。
- (16) 『保古飛呂比』八、一四二頁、小林・島前掲書、一二二頁～一二三頁。
- (17) 『保古飛呂比』八、二七六頁。

- (18) 長井純市「柳原前光と明治国家形成」福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、一九九三年、一八〇頁～一八一頁。
- (19) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、四五頁。
- (20) 『伊藤博文関係文書』三、七八頁。
- (21) 『保古飛呂比』七、六一頁。
- (22) 同前。
- (23) 『保古飛呂比』七、六二頁。
- (24) 『保古飛呂比』八、六頁、『子爵谷干城伝』、四八五以下。
- (25) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政資料室収集文書』、「中島信行宛書簡」、長井前掲論文、一八〇頁～一八一頁。
- (26) 拙稿「大久保没後体制と地方巡幸―官府関係と中央・地方関係」(拙著『天皇・皇室制度の研究』に所収)を参照。
- (27) 『明治天皇紀』第四、四一四頁～四一五頁。
- (28) 『保古飛呂比』八、一七〇頁～一七二頁。
- (29) 前掲『三条家文書』明治一二年三月、建議。
- (30) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一二三頁以下。
- (31) 拙著『日本行政史序説』芦書房、一九九八年、第七章・第八章、参照。
- (32) 『保古飛呂比』一一、二四八頁～二五一頁。
- (33) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、四五頁。
- (34) 『保古飛呂比』一一、二四九頁～二五〇頁、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、第Ⅱ部第二章、参照。
- (35) 同前。
- (36) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』吉川弘文館、一九九一年、八六頁。
- (37) 前掲拙著『天皇親政』一四八頁以下。

- (38) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁。
- (39) 長井前掲論文、一八〇頁～一八一頁。
- (40) 『保古飛呂比』九、八七頁～八八頁、長井前掲論文、一八〇頁～一八一頁、前掲拙著『明治国家と官僚制』一一五頁。
- (41) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁～二〇一頁。
- (42) 明治二年八月二日付伊藤博文宛三条実美書簡『伊藤博文関係文書』九、一一七頁。
- (43) 小林・島前掲書、資料10「岩倉右大臣ヨリ密示ノ内調書写」。
- (44) 小嶋和司『明治典憲体制の成立』（小嶋和司憲法論集二）木鐸社、一九八八年、七三頁～七四頁、小林・島前掲書、二八頁、二九七頁～二九八頁。
- (45) 『保古飛呂比』八、三五五頁、前掲拙著『明治国家と官僚制』一二二頁以下。
- (46) 明治二年九月二日付伊藤博文宛岩倉具視書簡『伊藤博文関係文書』三、八八頁。
- (47) 『保古飛呂比』八、二五二頁以下。
- (48) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一二四頁以下。
- (49) 『岩倉具視関係文書』七、一一九頁。
- (50) 御厨前掲論文、五一四頁～五一九頁、坂本前掲書、三三二頁以下。
- (51) 『伊藤博文伝』中巻、一六六頁～一六七頁。
- (52) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一四一頁、坂本前掲書、四三頁。
- (53) 『保古飛呂比』九、八四頁～八五頁。
- (54) 明治十三年五月「大隈重信建議書」『大隈重信関係文書』四、一一三頁以下。
- (55) 『保古飛呂比』九、一一八頁。
- (56) 『三条家文書』「黒田財政意見書」、『保古飛呂比』九、一一九頁以下。
- (57) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一四一頁以下。
- (58) 佐佐木は河野に対して必ずしもよい印象をもっていなかった。しかし上述のように、河野は薩長藩閥政府・有司

専制に対して批判的な立場から、情報通として政治手腕を発揮していた（『保古飛呂比』五、三〇七頁）。

(59) 『保古飛呂比』九、一一九頁。

(60) 『保古飛呂比』九、一一九頁～一二〇頁。

(61) 同前。

(62) 『保古飛呂比』九、一二二頁以下。

(63) 『保古飛呂比』九、一二四頁。

(64) 同前。

(65) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』「外債ノ事」。

(66) 『保古飛呂比』九、一三〇頁～一三一頁。

(67) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一四三頁、『明治天皇紀』五、七四頁～七五頁。

(68) 前掲『元田永孚関係文書』、坂本前掲書、四六頁以下。

(69) 『大隈重信関係文書』四、一五五頁～一五六頁、『保古飛呂比』九、一五一頁。

(70) 『保古飛呂比』九、一三二頁以下。

(71) 久保田哲『元老院の研究』慶應義塾大学出版会、二〇一四年、第四章を参照。

(72) 『保古飛呂比』九、一三三頁。

(73) 『保古飛呂比』九、一三六頁～一三七頁。

(74) 同前。

(75) 『明治天皇紀』第五、七四頁～七五頁。

(76) 『岩倉具視関係文書』七、一二六頁。

(77) 『保古飛呂比』九、一五八頁。

(78) 国立公文書館所蔵「公文録」明治一三年七月、大蔵省・会計部第八〇号。

(79) 『保古飛呂比』九、二〇〇頁～二〇一頁。

(80) 御厨前掲論文、二九〇頁。

- (81) 『保古飛呂比』 九、二三八頁～二四〇頁。
- (82) 同前、二七七頁～二七八頁。
- (83) 前掲拙著『天皇親政』、一六八頁。
- (84) その後、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、第Ⅰ部第二章に所収。
- (85) 長井前掲論文では、明治一五年七月三〇日付伊達宗城宛柳原前光書簡に基づき、議論が展開されている。
- (86) 同前。
- (87) 『保古飛呂比』 九、一三二頁以下。
- (88) 『保古飛呂比』 一〇、二頁以下。
- (89) 『保古飛呂比』 一〇、一〇四頁。
- (90) 久保田前掲書、一〇〇頁以下。
- (91) 『保古飛呂比』 九、一三三頁。
- (92) 『保古飛呂比』 九、三七四頁～三七五頁。
- (93) 『保古飛呂比』 一〇、一八一頁。
- (94) さらにこれにエドモンド・パークの保守思想を加えた政治理念が佐佐木の行動を正当化したとみる、久保田前掲書、一〇七頁を参照。
- (95) 『伊藤博文伝』 中巻、一九二頁以下。
- (96) 坂本前掲書、六三頁以下、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、第Ⅰ部第二章を参照。
- (97) 『保古飛呂比』 一〇、一〇四頁、一八一頁。
- (98) 坂本前掲書、六六頁～六八頁、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、五四頁～五七頁。
- (99) 前掲拙著『天皇親政』、一七四頁以下。
- (100) 明治一〇年五月一七日付『東京日日新聞』、明治一一年八月二四日付伊藤博文宛三条実美書簡（伊藤博文関係文書 九、一一七頁）。
- (101) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一三一頁～一三二頁、『天皇・皇室制度の研究』、五三頁以下。

- (102) 坂本前掲書、六二頁以下、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、五四頁～五五頁。
- (103) 福沢はのちに、井上らに宛てた書簡において薩派などに定見あるかを疑問視した。『福沢諭吉全集』一七、四七一頁以下。
- (104) 『保古飛呂比』一〇、九三頁以下、坂本前掲書、六九頁以下。
- (105) 西村重太郎・大阪商工会議所編『五代友厚小伝』、五一頁～五二頁、宮地英敏「北海道開拓使官有物払下げ事件についての再検討…誰が情報をリークしたのか」『経済学研究』80(5・6)、一七頁以下。
- (106) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』第Ⅱ部第二章、参照。
- (107) 同前、一八三頁以下、坂本前掲書、七二頁以下。
- (108) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁以下。
- (109) 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、四六五頁、前掲拙著『天皇親政』、一七五頁。
- (110) 『保古飛呂比』一〇、三五二頁～三五二頁。
- (111) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一三九頁以下、前掲拙著『天皇親政』、一七五頁～一七九頁。
- (112) 『保古飛呂比』一〇、三五二頁以下。
- (113) 『保古飛呂比』一〇、三六二頁、大日方前掲論文等、参照。
- (114) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』、「佐々木高行・愚見」。
- (115) 『谷干城遺稿』下、八八頁。
- (116) 『保古飛呂比』一〇、三七〇頁。
- (117) 『曾我祐準自叙伝』、三一九頁以下。
- (118) 『保古飛呂比』一〇、三七二頁以下。
- (119) 同前。
- (120) 同前。
- (121) 同前。
- (122) 坂本前掲書、八九頁～九二頁、『大隈重信関係文書』四、二九二頁以下。

- (123) 同年九月下旬から一〇月上旬にかけて結成された中正党の詳細については、前掲拙著『明治国家と官僚制』、一四九頁以下を参照。
- (124) 『保古飛呂比』一〇、三八二頁～一八三頁。
- (125) 『保古飛呂比』一〇、三九五頁。
- (126) 『明治聖上と臣高行』、五一三頁。
- (127) 『岩倉具視関係文書』七、一五四頁。
- (128) 『保古飛呂比』一〇、四三八頁。
- (129) 『保古飛呂比』一〇、四四七頁～四四八頁。
- (130) 『明治聖上と臣高行』、五三八頁～五三九頁、『保古飛呂比』一〇、四七〇頁。
- (131) 同前。
- (132) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁以下。
- (133) 『岩倉具視関係文書』七、一五七頁～一五九頁。
- (134) 同前。
- (135) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』五七頁以下、裕居宏枝「ローレンツ・フォン・シュタインをめぐる在欧外交官の動静」『史学雑誌』第一二巻第一号。
- (136) 『岩倉公実記』下巻、九六九頁以下。
- (137) 同前『岩倉公実記』、『保古飛呂比』一一、二四八頁～二五二頁。
- (138) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁以下、拙著『皇室典範』中公公論新社、二〇二五年、一四頁～一六頁。
- (139) 拙稿「明治帝室の形成と伊藤・シュタインの『邂逅』——井上毅・柳原と福沢諭吉の帝室論」法学研究九二巻一一号、
- (140) 小川原正道『福澤諭吉の政治思想』慶應義塾大学出版会、二〇一二年、参照。
- (141) 伊東巳代治『皇室典範・皇族令草案談話要録』など(小林・島前掲書、参照)。
- (142) 『伊藤博文関係文書』四、三三五頁以下。
- (143) 坂本前掲書、一四四頁。

- (143) 同前、一四二頁～一四四頁、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、一八八頁以下、参照。
- (144) 瀧井一博『伊藤博文』、中央公論新社、六九頁～七一頁。
- (145) 『保古飛呂比』一〇、四三五頁、『井上毅傳』史料篇第一、二四三頁～二四五頁、同前。
- (146) 同前。
- (147) 山室信一『法制官僚の時代』木鐸社、一九八四年、瀧井一博前掲書等、参照。
- (148) 『伊藤博文伝』中巻、一九九頁。
- (149) 『井上毅傳』史料篇第一、三二二頁。
- (150) 前掲『小嶋和司憲法論集—明治典憲体制の成立』、『井上毅傳』史料篇第一、二四三頁、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、一八九頁以下。
- (151) 明治一五年一月二四日付伊藤博文宛井上毅書簡『井上毅傳』史料篇第四、七一頁。
- (152) 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』原書房、二〇〇年、第一章、坂本前掲書、一九〇頁。
- (153) 『保古飛呂比』一〇、五四六頁。
- (154) 『元田永孚関係文書』、一六二頁。
- (155) 『伊藤博文伝』中巻、一九九頁。
- (156) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、六四頁、坂本前掲書、一九九頁以下。
- (157) 同前、六四頁、前掲拙著『皇室典範』、二六頁以下。
- (158) 同前。
- (159) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』等、参照。
- (160) 『保古飛呂比』一一、二四八頁～二四九頁。
- (161) 前掲拙著『皇室典範』、一七頁以下。
- (162) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、六〇頁以下。
- (163) 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条家文書』三九～二。
- (164) 坂本前掲書、一七七頁。

- (165) 小林・島前掲書、六七頁～六八頁、小林宏「明治皇室典範制定史の一考察」『國學院法学』第二三卷第二号。
- (166) 前掲拙稿「明治皇室典範の制定と柳原前光」法学研究九一巻一二号。
- (167) 『東久世通禧日記』、明治一九年六月二四日条、『尾崎三良日記』中巻、七二頁。
- (168) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、六三頁。
- (169) 『三条家文書』書簡の部、三五三―一二。
- (170) 小林・島前掲書、六八頁。
- (171) 同前『三条家文書』三九―七、三九―八。
- (172) 同前『三条家文書』書簡の部、三五二―二七等から、柳原が三条・伊藤間における「帝室典則」起草過程での自己の位置づけについて、複雑な思いを抱いていたのではなからうか。
- (173) 前掲拙著『皇室典範』、三六頁、同『天皇親政』等、参照。
- (174) 同前『三条家文書』書簡の部、三四五―二。
- (175) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、八〇頁。
- (176) 小林・島前掲書、資料36帝室典則綱要、坂本前掲書、二四四頁以下。
- (177) 拙著『明治天皇』中央公論新社、二〇〇六年、一二一頁。
- (178) 『尾崎三良日記』、明治二〇年一月二二日条。
- (179) 『東久世通禧日記』、明治二〇年一月一二日条。
- (180) 『井上毅傳』第四、一〇一頁以下。
- (181) 『尾崎三良日記』、同日条。
- (182) 小林・島前掲書、七三頁～七四頁。
- (183) 『伊藤博文関係文書』八、六三頁～六四頁。
- (184) 同前、前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、七二頁～七三頁。
- (185) 『伊藤博文伝』中巻、一九五頁以下。
- (186) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』第Ⅰ部第二章。

- (187) 『井上毅傳』第五、二三三頁以下。
- (188) 小林・島前掲書、四四七頁以下。
- (189) 同前。
- (190) 「資料45皇室典範・皇族令草案談話要録」（伊東巳代治、明治二〇年三月二〇日、小林・島前掲書、四四七頁以下）。
- (191) 『伊藤博文関係文書』八、六三頁～六四頁。
- (192) 『尾崎三良日記』中巻、八八頁、二月六日にそれ以下の条文が議論された。
- (193) 同前。
- (194) 『伊藤博文伝』中巻、一九二頁以下。
- (195) 同前。
- (196) 『保古飛呂比』九、三八二頁～三九一頁。
- (197) 『保古飛呂比』一〇、三六三頁。
- (198) 同前、『三条家文書』、『谷干城遺稿』下、前掲拙著『明治国家と官僚制』、一三九頁以下を参照。
- (199) 前掲「資料45皇室典範・皇族令草案談話要録」。
- (200) 同前。
- (201) 前掲拙著『明治国家と官僚制』、一一五頁以下。
- (202) 『保古飛呂比』八、六四頁～七七頁。
- (203) 『保古飛呂比』八、一四頁以下。
- (204) 拙稿「元老院改革と保守勢力―宮中と府中のはざま―」法学研究九五卷一号、『伊藤博文関係文書』三、七八頁、『岩倉具視関係文書』三、七八頁、同文書七、九五頁～九六頁。
- (205) 『谷干城遺稿』下、八八頁。
- (206) 同前。
- (207) 前掲拙著『天皇・皇室制度の研究』、五四頁。

- (208) 『尾崎三良自叙略傳』 中卷、一三八頁。
- (209) 同前。
- (210) 『尾崎三良日記』 中卷、一一三頁。
- (211) 『伊藤博文伝』 中卷、五三〇頁以下。
- (212) 『尾崎三良自叙略傳』 中卷、一四三頁。
- (213) 同前。
- (214) 『尾崎三良自叙略傳』 中卷、一四五頁。
- (215) 「上奏文案」『谷干城関係文書』。
- (216) 『尾崎三良日記』 中卷、二〇四頁以下。
- (217) 『伊藤博文伝』 中卷、五五頁以下。
- (218) 小林・島前掲書、八一頁以下。
- (219) 島善高『近代皇室制度の形成』、六〇頁以下。
- (220) 『尾崎三良日記』 中卷、一九八頁。
- (221) 『伊藤博文関係文書』 八、六四頁。
- (222) 同前、六五頁～六六頁。
- (223) 『尾崎三良日記』 中卷、一九八頁。
- (224) 小林・島前掲書、八九頁。
- (225) 『尾崎三良日記』 中卷、一九九頁、土方宮内大臣から打診があり、黒田総理より辞令が交付された。
- (226) 稲田正次『明治憲法成立史』 下巻、第一章～第二章。
- (227) 稲田正次『明治憲法成立史』 下巻、第一八章～第二二章。
- (228) 同前。
- (229) 坂本前掲書、三三三頁以下。
- (230) 『伊藤博文関係文書』 八、六七頁。

(231) 『尾崎三良日記』中巻、一七三頁。

(232) 同前、一七九頁以下。

(追記) 本論文脱稿後、原科颯『立憲君主制の成立―明治日本の天皇・内閣・議會―(慶應義塾大学出版会)に接した。大変興味深く充実した内容であり、今後さらに本書から多くを学びたい。